

小値賀町議会第三回定例会は、平成十四年九月十八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十四名

十	十	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
四	三	二	一										
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
川	柳	岩	中	吉	近	山	中	坂	黒	立	横	伊	岩
村	山	永	村	元	藤	本	村	井	崎	石	山	藤	坪
章	長	守	二	一	徳	勝	範	政	隆	弘	忠	義	
雄	人	義	正	夫	輝	蔵	徳	三	美	教	蔵	之	光

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
			課	課	課	課	商	課	課	所	管	次
							工			事	理	長
							課			務	事	
							長			務	務	
							長			長	所	
							長			長	所	
							長			長	所	
							長			長	所	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	山	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川		田	黒	井	野
信	勝	健	一						浩	憲	泰	英
功	義	吾	誠	等	功	清	三	道	三	敏	之	久

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長
議会議務局書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十四年九月十八日（水曜日）

午前十時一分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 会期決定
- 第三 行政報告
- 第四 一般質問
- 第五 報告第六号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第六 報告第七号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第七 議案第四十三号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第八 議案第四十四号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第九 議案第四十五号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第十 議案第五十三号 字の区域の変更について
- 第十一 議案第四十六号 平成十四年度一般会計補正予算（第二号）
- 第十二 議案第五十四号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十三 議案第五十五号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

午前十時一分開会

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十四年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・岩坪義光議員、二番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十日までの三日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（近藤 功） 本日ここに、平成十四年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、今年の夏はひときわ暑い日が多かったとは思いますが、議員の皆様にはご健勝にて、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について

所信を申し述べたいと存じます。

先ず台風十五号による被害状況について、ご報告をいたします。

八月三十一日に接近した台風十五号は、平均風速二四メートル、瞬間最大風速四一メートルで当町にも相当の被害をもたらしました。

人家等の被害は大した事はございませんでしたが、特にハウスの崩壊がひどく、その他街路灯、漁港の水銀灯、樹木の倒木等、合わせて概算一千九百万円の被害となっておりますが、そのうち急を要する補修費三百七十万円を関係費目で補正予算をいたしております。

次に、総務課関係について申し上げます。

今年度の普通交付税は、算定会議が七月四日に行われ、交付額は十九億三千三百九十五万五千円となりました。この交付額は、前年度に比べ、九千二百七十五万三千円、四・六％の減少で二年連続の減額となりました。これは、国の地方交付税削減策や段階補正の見直しによるものでございます。

人事院は、去る八月八日国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する勧告を行いました。

景気低迷の長期化による民間給与の厳しい状況を反映して、給与勧告制度創設以来初の月例給引下げ勧告となりました。その他、配偶者等の扶養手当の引下げ、期末勤勉手当の引下げ、及び三月期の期末手当を廃止し、六月期、十二月期に配分すること等の内容となっております。

離島振興法の改正、延長につきましては、去る七月十二日国会において可決成立いたしました。

この事により、離島の特性を生かした各種施策を積極的に推進するため、今後十年間を踏まえた離島振興計画の策定のため、その準備を進めているところでございます。

住民課関係について申し上げます。

去る九月十五日は、各地区で敬老会が行われ、地区の皆さん方のご協力で、お年寄りの方々も楽しいひと時を過ごされたようです。敬老会に招待を受けた七〇歳以上の方々は、一〇六五人で昨年より十五名増えております。当町における最高齢者は、一〇三歳で百歳以上の方が四名おられます。

次に、保健関係費では、六月四日から六月三十日までの十二日間、生活習慣病健診を実施し、五三七名の方が受診されま

した。又、集団検診を受診されなかった方々を対象として、町立診療所で基本健診等半日人間ドッグを実施しております。今後とも病気の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

農林関係について申し上げます。

今年の上半期は四月下旬から五月上旬にかけての降雨による日照不足によってメロン、スイカの糖度不足、飼料作物の発芽に影響を受けました。

水稲につきましては、作付け時の低温のため活着後の分けつに影響を受けましたが、その後は天候にも恵まれ、病害虫の被害もなく順調に成育をいたしました。

その結果、収穫量につきましては、平年作で、ライスセンターへの集荷数量は四九三九袋、一等米が四八〇一袋、二等米が一三八袋でした。

次に九月四日に開設された子牛せり市につきましては、八月に入り企業の牛肉偽装、国内五頭目のBSE発生と価格に於いての心配をいたしておりましたが、総平均で三十七万三百九円となり、前回六月子牛せり市より五万一千四百四十二円、十六・一%の高値となっております。

担い手育成畑総事業につきましては、六月二十三日に畑地かんがい用水の通水式を行い、八月末には撒水器具の配布も全て完了し、今後の営農推進に期待するものであります。営農飲雑水につきましても、七月末から試験運転を開始しており、十月上旬から本格的運転を開始いたします。区画整理につきましては、柳第三工区も十月に予定どおり完了予定であります。堆肥センターにつきましては、九月末に完了後、来年四月までに、もどし堆肥製造を行い、十五年四月より本格的稼働をいたします。

担い手育成畑総事業の完了に伴う竣工式を平成十五年二月十一日に開催することで県当局との調整をいたしております。次に農業委員会、担い手公社関係について申し上げます。

七月十九日任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、改選後の定期総会において、会長に古川圭佑氏、職務代理者に松口政之氏が選出されました。

担い手公社につきましては、七月に研修生二名を受け入れ研修に励んでおります。又、農家支援としてブロッコリーの苗の供給を行っておりますが、今回の台風十五号で約八ヘクタール分の苗がほとんど壊滅し、蒔き直しの状態となる被害を被

っております。

水産商工課関係について申し上げます。

漁業を取り巻く環境は、国際漁業秩序が形成されつつあるものの、水産資源の悪化、全体的な魚価安値等、依然として厳しい状況にあります。

しかしながら、久しぶりの豊漁が続いたイサキ漁は、強いブランドに支えられ、関西地方中心に他の海域のものとは完全に差別化され、出荷時に一尾ごとに尾びれにブランドシールを取り付けている大変な作業が報われ、高値がついております。

八月に入り今ひとつ伸び悩んでいる状況ですが、今後の水揚げに期待するものです。

商工会では青年部や女性部が中心となって経営改善や地域振興事業を積極的に進めておりますが、このような活動の拠点施設を現商工会館に増築することになりましたので、町といたしましても、できる限りの助成を講じることといたしました。建設課関係について申し上げます。

六月以降の下水道事業の進捗状況を申し上げますと、岩盤が予想されます笛吹中心部の管路工事も着工いたしました。交通量の多い笛吹本通りの工事になりますので、八月一日には地区説明会を開催し、工事の内容について、説明をいたしました。住民の皆様にご協力をお願いしたところでございますが、その後施工業者を集めまして、工事の安全はもちろん、住民皆様の交通安全にも充分注意して工事を進めるよう指示をいたしております。

いずれにしましても、町民の皆様には、工事期間中大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

又、県北振興局が担当します「笛吹浄化センター」につきましても、現在公募型一般競争入札のための業者選定が終わり、近日中に入札の運びとなっております。そのほか西目及び丸田屋周辺の推進工事の入札も予定されております。

農業集落排水事業につきましては、柳地区は終末処理場の建設工事と一部舗装工事を、浜津地区についても本年度の新規採択を受け、県道部分の下水道管敷設工事に着手しております。

浜津地区の終末処理場につきましては、建設費及び維持費の節減を図るために、大浦と西目を繋ぐ基幹農道を利用し、公共下水道の「笛吹浄化センター」へ連結することで関係機関と調整中でございます。

水道事業では、畑総事業で建設しておりました「中村第二浄水場」が完成しましたので、十月より水道係が管理を担当し、

現在の浄水場に接続、流入させ、農業用飲雑用水としての供給を開始する予定でございます。

六島地区の海水淡水化装置の改良工事も設計が出来ましたので、近日中に入札を行い着手いたします。

次に議案関係について申し上げます。

先ず、補正予算であります。今回の補正予算は各事業の補助金内示に伴う補正、その他急を要する経費について計上いたしました。

一般会計の補正額は六千九百万円で、その結果、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十五億二千五百万円となり、前年同期の予算に比べて二億二千九百万円の減となります。

なお、特別会計については、国保会計他五会計で、補正額は四千六百五万七千円でございます。

次に予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

議案第四十三号「小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は、医療機関の窓口を支払う一部負担金の見直しが主な改正であります。

議案第四十四号「小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は、保険税の所得割額の算定方法の改正でございます。

議案第四十五号「小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案」は、乳幼児、母子家庭、障害者に係る福祉医療費の個人負担金の増額改正でございます。

又、「平成十三年度小値賀町各会計歳入歳出決算」につきましては、決算審査を七月二十三日から八月一日まで実施していただきました。「監査委員の決算審査意見書」並びに「決算における主要施策の成果報告書」を付してご提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わりますが、本定例会には、議案十三件、認定一件、報告二件、合計十六件の審議案件をご提案いたしております。提案理由並びに議案内容につきましては、それぞれ担当から申し上げます。なにとぞ慎重にご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（川村章雄） これで、行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

立石隆教議員

四番（立石隆教）

昨日は大きく歴史が動いたと言われておりますが、拉致問題等で日朝国交正常化交渉が始まるというニュースが飛び込んでまいりました。ときに大きく歴史は動いてきます。特に小値賀町におきましては、合併の問題ということは、大変大きな今後の小値賀町の歴史を動かす非常に重要なポイントであります。従いまして、私は今日、ここにおいて市町村合併に関する質問一点、それからマスコミでもよく取り上げられましたけれども、住基ネットに関する質問を、町長にしたいと思えます。

まず、市町村合併した場合の小値賀経済と人口に対する影響について伺います。

目の前の現実問題进行处理しながら、将来を見越し対策をとっていくことは従来の首長もやってこられたことであります。しかし、今回ほど、将来の予測とその分析、そして決断と対応の重要性は近年にないほど高く、そのリーダーの資質が小値賀の将来の運命を左右するといっても過言ではないと思えます。

やはり、行政を預かるリーダーとして、小値賀町の行政に関する情報を一番多く把握でき分析判断できる立場にある町長の住民に対する情報提供は大変重要ですし、職責として、その役割も十分に果たさなければなりません。

そこでお伺いします。町長は住民への合併問題の説明会の中で、今後の地方交付税を中心にした依存財源が減少していくならば財政的に小値賀町単独ではやっていけないだろうとお話になっておられるようですが、それなら、合併した場合、今の行政規模の予算額は確保できると考えているのかどうか。言い換えれば、単独で自治体として存在しているがゆえに小値賀町内に投下される金額が現状並みに維持できると考えておられるのかを伺います。

もちろん、現段階では維持できるとはいえないでしょうし、また合併しなくても現在の予算規模は縮小の傾向が続くだろうとお答えになると思いますが、ここでいったん視点を行政の立場から住民の立場に移して、小値賀経済という観点から市町村合併を考えてみたいと思えます。

実は、小値賀町住民にとって、合併しようがしまいが小値賀経済すなわち小値賀住民の生活が現状を維持できれば、あるいは今以上の活性化が図れるならどちらでもいいというのが本音でしょう。そこで、合併がもたらす、小値賀経済への影響

について考える必要があると思います。

小値賀町は外海型の一島一町という特殊性から言って、合併してからの小値賀経済に大きな刺激が与えられるとは考えられにくいと思います。地続きであるなら、町が大きくなることで近隣地域との行き来が大きくなり、やり方しだいでは小値賀地域経済の活性化も夢ではありません。しかし、四方を海で囲まれ、しかも、合併して大きくなった町のあるいは市の中心地には七〇キロも離れているという状況の中で小値賀経済の将来の明るいビジョンを描けといっても無理がありません。小値賀の経済は、島それ自体がひとつの国のようなものです。たとえ自治権がなくなってもです。小値賀の全体が所得をあげ、経済的に活力があるといえるようにするためには、島外からのお金を引っ張ってきて落とすことが重要です。元気な隣の活力ある経済に引っ張られて潤うというような地理的経済的状况にないのですから合併した後も経済的には単独の地域として考えざるを得ません。小値賀町は現在まで、産業の育成に努め、積極的に地域振興策を講じてきました。それは小値賀町の現状に即し、小値賀町の住民の生活や考え方を熟知し尊重した行政であったと思います。それが、大きな町、大きな市になることで、その産業や生活などの内容が多種多様になり、それに伴う大きな自治体の政策も一転集中式のものとはならず、全体を対象にしたものにせざるをえないことになり、小値賀だけに限った対策を打ち出しにくい状況になることは明白です。そのような状況で小値賀の経済活性化が図られるとは到底思いません。

しかし、現在の小値賀町行政の取り組みでも、なら小値賀経済の活性化にはつながらないほど政策に効果が無いというなら、合併してもしなくても現状は変わらないことになるでしょう。もしかすると、合併することにより数の増えた本所の有能な職員の下で、小値賀の経済対策に効果的な対策が講じられる可能性もあるかもしれません。

町長はたとえ小値賀が合併しても小値賀経済はなんら変化はないとお考えでしょうか。もし、変化があると考えらるなら、どのような変化が考えられるのか、その考えによって来るところすなわち根拠を示しながらお答え願いたいと思います。

小値賀町には大きな企業はありませんが、外貨獲得の大きな産業は第一次産業です。すなわち、漁業、農業が小値賀の大企業といえます。ちなみに、小値賀漁協は年間の漁獲高は近年約十二億円、農協では約五億円合わせて十七億円の企業です。その他一・五次産業や観光関連産業種あるいは年金受給者などの総額などを入れても、小値賀内に回る金額は約二十五億、多く見積もっても二十七億円でしょう。

一方、小値賀町の予算規模は平成十三年度で約四十三億円です。すなわち四十三億円の企業が小値賀町ということになる

のです。もつともその年の事業の内容によっては多少の増減がありますし、十三年度は繰越も多かったですし、公債費の約八億円を引けば、わたくしは小値賀町の経済に小値賀町行政が経済に与える予算規模を現在で約三十五億円ぐらいだと考えています。依存財源型の財政ですから、国や県の政策の転換しだいではこの規模も維持できるとは限りません。しかし、少なくとも現時点で言えることは小値賀町行政が小値賀経済に与える影響は多大なものがあるということです。

小値賀内に回る年間の金額をざっと計算して六十二億円ぐらい。その六十二億円以上の経済のうち約五割から六割が小値賀町の行政執行額が占めているのです。表現は適切ではありませんが、まさに小値賀町行政は、小値賀での一大企業なのです。市町村合併をわかりやすく理解するために本当には企業ではありませんが、あえて小値賀町行政を一大企業として考えた場合、合併することは、その企業の本店が小値賀からよそへ移り、小値賀にはその支店、あるいは出張所しか残らないというのが小値賀町という自治体の合併後の姿なのです。

最初に伺いましたが、本店が移動し大きくなったからといって、支店や支所に今までのような予算がつけられるでしょうか。行政効率からいっても、経済効率からいっても合併しても今までどおりとはいかないでしょう。いままでどおりのお金の使い方ができるのであれば合併しなくてもいいのですから。

約三十五億円の企業が支所になった場合に、果たして今までのような小値賀経済が維持できるのかと問われれば、私はそれは無理だと答えます。今は現状維持が出来るかどうかより、どの程度にまでに財政投下が下がるのかにこそ関心を向けるべきだと思います。程度によっては小値賀内の経済活動は冷え切ってしまう、小値賀全体の住民の生活に大きな影響を与えることになりかねません。しかし、この行政財政規模という点につきましてもまた別の機会に論じたいと思いますが、程度の議論はともかく、小値賀町が支所になることで小値賀全体の経済に影響を与えることについての町長の所見を伺いたいです。

また、六月の定例会の折、合併により人口が激減するという私の見通しに対して、町長は必ずしも急激な人口減少が起きるとは思わないという答弁をしましたが、その点についてももう少し、議論してみたいと思います。

自給自足は別ですが、人がそこに存在すれば、経済活動は起きます。その地域の経済活動が活発であればあるほど人はその地域に寄ってきます。したがって地域経済が活発になればおのずと人口は増えるのです。しかし、逆に経済活動が冷えてくる状況にある地域からは人は離れていきます。現在の小値賀町の過疎化傾向の主な要因は高校生の卒業です。子供たち

のほとんどが島に残らないことが過疎化が止まらない原因です。しかし、経済が大きく冷え込めば、島を離れる要因が子供たちだけに限らず、多くの住民に島を離れる決心を迫ることになると考えます。小値賀経済全体の状況によつては合併は急激な過疎化が起こる危険をはらんでいます。特に島という環境だからこそ、その傾向が大きいのだと考えます。

もちろん、小値賀町役場職員の合併による本土部への移動やそれに関連する部署への影響などが直接的にあるいは間接的に人の移動を促すことは言うまでもありません。こうした諸要件をあわせて考えたとき、合併により過疎化傾向は急激な下降カーブを示すことになるかと判断せざるを得ないという結論に達してくるのです。これは私の合併による人口問題の分析なのですが、町長はどのようにお考えになりますか。

私の考えの問題点、前提要件の分析の間違いなどをご指摘いただき、なお町長の人口の激減は考えられないという理由をご説明いただきたいと思います。

次に住民基本台帳ネットと本町のセキュリティーについてを伺います。

住基ネット稼動についてはマスコミにずいぶんとりあげられ、その問題点、不足の点などが多くの国民に知らしめるところとなりました。八月五日の全国一斉の、ネット接続を拒否した自治体もあり、ネットに抗議をしたり、登録番号を拒否する住民なども出ているようでした。そこでお尋ねします。本町においての住基ネットに関する事務に関して小値賀町民からの苦情や注文などトラブルは無かったのかどうか。あったとすればどのようなことがあり、どのように対応をされたのか。また、差出人の名前が無い封筒が来て、受け取り確認のハンコを押すのに戸惑いがあったとの住民の声をよく耳にしましたが、事前の説明や事務上の処理は滞りなくすめられたのかどうかについてお答えいただきたいと思ひます。

また、来年にはカード化が図られることになっておりますが、その内容についてと実施に当たつての広報及び事務準備態勢などをお知らせ願ひたいと思ひます。

マスコミの主張する住基ネットの問題点はそのセキュリティーの問題です。住民にも安心をしてもらうためにも、このネットのセキュリティーのシステムと本町のセキュリティーの態勢がどうなつていのかを示していただきたいと思ひます。

特に本町の電算室の管理体制についてどうなつていのか、現体制で大丈夫なのかどうかを伺ひます。

以上、二点の質問でございますがよろしくお願ひをいたします。

なお、再質問があれば自席よりさせていただきます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

我が町の平成四年度から十三年度までの十年間の決算をみますと約四十億から五十億の規模になっております。一番多いときで八年度の五十五億円でございますが、また小さい予算では十二年度の三十七億八千万でございます。決算額に占める自主財源は約十二から十三%程度で、ほとんどが国・県からの地方交付税、補助金等の依存財源でございます。

合併をした場合、国は合併特例法により合併前の地方交付税の額を十年間保証するというのをいっております。もし合併する場合は、合併協議会の市町村建設計画等で十分な協議を行い、当町の経済の低下にならないような予算確保が必要だと、こう思っております。

もし合併した場合、少なからず小値賀町の経済に影響があるものと思います。幸い離島振興法も十年間延長になりましたので、これを有効に活用するなど、合併協議会で十分な協議を行い急激な経済の低下にならないような事業の確保に努力したいと考えております。もし合併した場合、小値賀町の経済は変化が無いとは考えておりません。少なからず経済への影響はあるものと思います。先にも述べましたように合併協議会等で、当町の経済に不利益にならないように要望したいと考えております。

人口についての質問でございますが、例えば支所となる当町の職員数が大幅に減少すると町の経済は大きな活力の低下を招きます。現在、任意合併協議会の中でも合併項目を検討しておりますが、職員数については、佐世保市の一番大きいな早岐支所は人口三万二千人ですが、支所の職員数は六名が配置されています。しかし外海離島の小値賀町の場合は、本土と統合できない施設が数多くありますし、それに見合う職員数は必要であります。また遠距離のため基幹産業の職員の配置は必要というようなことを話し合われております。人口の減少は町の経済の衰退を招きます。もし合併をする場合は、合併特例法の地方交付税の合併前の額の十年間保証を強く主張し、職員数ばかりではなく他の産業、当町の人口も急激に減らないような事業の展開を市町村建設計画等で要望したいと考えております。

次に、住基ネットでございますが、一番のことについては、当町においては大きなトラブルもなく現在順調に稼動しているところでございます。住基ネットに関する住民からの問い合わせ等については、担当者からの報告で一件ありました。内容については、本町においては住民票コードの通知方法として、一通の封筒に世帯全員分の通知を送付したが、個人単位で

通知すべきではなかったのかという意見でございます。

二番目の住基台帳のカードの交付については、八月五日からカードの使用が可能となりますので、今回住民票コード通知の反省を踏まえて、住民に対しカードの利用方法、カード希望者の把握等に十分配慮したいと考えております。

また、住基カードの発行については、機械買取になりますと四百万円程度費用がかかりますので、カード発行を地方自治情報センターにすべて委託する予定でございます。また、カード等の管理規程を第二次稼働までに整備するものであります。

三番目のセキュリティについては、法令、告示、技術面から十分な対策が講じられておりネットワークシステムから個人情報情報が漏洩することは考えられないと思います。幸い当町においては、住民票コードの配布ミス等も発生しておりません。また、体制の整備につきましては、セキュリティ総責任者を助役、システム管理者を総務課長、セキュリティ責任者を住民課長として責任体制を確立し、セキュリティの維持を図りたいと考えております。

また、規程の整備として、セキュリティ組織規程、電算管理室入室管理規程、アクセス管理規程を整備する準備を進めております。

四番目の管理体制ですが、現在電算室にはどの職員も自由に行き来できるようになっておりますが、住基ネットに関しては、常時扉に鍵がかかっておりますし、また万一扉が開いていたとしても住基ネットの情報を見るにはパスワードの入力が不可欠で、パスワードの管理は住基担当者が厳重に行っておりますので、心配ないと考えております。しかし、人が行うことでありますのでミスが起こらないとは言えないわけでございますので、先程申し上げましたように、電算管理室入室管理規程を定めて厳重に管理したいと考えております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 小値賀経済に合併が影響が無いとは言えないということで、極力そういう心配の状況にならないように、合併協議会等で協議をしていきたいというような答弁でございましたけれども、おっしゃる通りに、合併の特例法でいろいろと優遇措置が講じられており、もし仮に合併をしても十年間は現在の交付税のレベルはそのまま維持するというようなことがあるのですけれども、これも、国の財政が非常に逼迫している段階で、本当にそれがそのまま執行されるのかという疑問もあります。それは、昭和二八、九年ぐらいの時に行った昭和の大合併のときにも、特例措置がありながら二年後には法律を改正し、そうした約束が果たされなかったという現実もあるわけです。そういう状況でその十年間保証の命綱に頼って

ですね、こういうふうには政府が言ったから大丈夫だというふうには思っていないのかなということも、ひとつは思います。

それから、仮に十年間今の財政規模、合併しても今の財政規模が維持できたとしてもそのお金は当然佐世保市と合併するとすれば、佐世保市の方の財政のほうにまとめられるわけですから、それを小値賀町においてどれぐらい配分をしようかと、配分の仕方ですけれども、町長がおっしゃった建設計画を作るときにきちんとその事業をですね、計画的に作っておればその分来るだろうという話ですが、それが三十億もくるわけなので、当然、現在の四十三億でいえば、その中の人件費とかそれから福祉に対する福祉の事業費とか子供達に対する事業費とかそういうふうなものは、一旦まとめられて予算を組まれるんですね。だから、小値賀町だけこのお金を、小値賀町だけ四十数億やりましようというふうな予算の組み方にはならないですね。その辺のところ、一つにまとまることによって行政コストが下がると言ってるわけですから、行政コストが下がるといことは今まで使ってたところに使わなくてすむということ、国は言っているわけです。したがって、国からのお金は佐世保市なら佐世保市の大きい所に入っても、行政コストが下がるから入ってくるものは変わらなくても行政コスト、使うお金が下がるから借金を返していけるんじゃないかというのが国の議論なんです。そして、同じようにお金を出してたら、絶対に、余剰金といえますか、今までの行政のやり方によって行政コストを下げて、今までのやり方との差額を借金返済に返すということはどこまでできるのかと。できないですね。私、これやろうと思ったら、当然下げられるところは下げるんですよ。ということになれば、今の小値賀町の財政規模というのは実は下がるのは、下がるというのは当たり前で、ただし国から来るお金は下がらないんですよ。しかし、支出は下げられる。私はそう考えております。どれぐらい下がるかというのは、また別の機会にしないとこれだけでも相当時間がかかりますので、やめますけれども、そういうふうなことにおいては、簡単ではないんですね。建設計画を立てるといことですが、これもつてですね、合併特例債を財源にして建設計画を立てようというのが、合併におけるその他のグループの考え方ですよ。これは、国もそういうふうには言っているわけですよ。そうすると、借金を新たに元にして建設計画を立てなさいと言っているわけですから、新たにまた借金をするわけですよ。小値賀町がこのまま独立でやっていけないというのは、小値賀町の借金がかなり大きくなっていく、そして依存財源が大きいわけですから、その依存財源、国や県からのお金が減ってくるならば、今は借金は払えても、これから先そういうことが減ってくれば、借金払えなくなるぞという危険性があるからどうしようかと言っているわけですね。そこから考えていくと、町が大きくなったから、また新たに借金をして、そして事業計画を作りましょ

う、これはいくらなんでもですね、今の日本を取り巻く財政危機の状況を打開するための方策とは私は到底思えない。とすれば、実質本当の意味でこういう計画を立てても、計画の時にはみんなよかです、やってあげましょうというけれども、実際にやり始めたたらそんなお金はないですよと、申し訳ないけれども、三千七百人規模のところにはそれなりのやり方でやってもらわなきゃいけませんというふうになるというのが普通だと、私は思うんですね。そういうふうには私は考えるんですが、町長はそれでも建設計画にしっかりと書き込んで協議会にしっかりと協議をしてOKをもらえば、その担保はどこにとるんですかね。何か書き込んで、その一札でももらうんですか。その辺のところは本当に確かなことになるのかな、不利益にならないようにしたいとおっしゃったけれども、不利益にならないように具体的にどうすればそれが担保できるんでしょうか。その辺のところをどうお考えなのか、さらにお伺いをしたいと思います。

それから、住基ネットの件でございますけれども、セキュリティーの問題です。システム管理者が総務課長ということで、住基ネットの管理者がパスワードを持ってそれで管理が出来るということでもあります。実に小値賀町の場合もかなり神経を使いながらそういう状況はあるということも承知しております。パスワードは、総務課長もご存知なんですか。町長も知っているんですか。住民課長も知っているんですか。もし、このパスワードを知っているのが管理担当者だけであるとすれば、この管理担当者が急に事故で喋れなくなった場合、このパスワードはどこで探すんですか。そうしたバックアップのシステムはどのようになってあるのか。そこら辺のところは少し心配ですので、さらにお伺いをします。それから、管理規程をつくることですが、管理規程でよろしいんですか。条例化にすべきではありませんか。かなり、個人の情報を扱うことありますから、内部規程でいいんでしょうか。条例化も視野に入れてする必要がありますのではないかとその重要性からみてです。というふうにも思ったりするんですが、その辺のところはどうお考えなのかを伺います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 当初の初めの経済問題ですけども、おっしゃるとおりですけども、その建設計画、立石議員がおっしゃいますように国を疑ってたらきりがありませんよ。私もほんとにしてくれるのかどうかは、そりゃあ、もうあれです。はっきり言えませんが、なかなか合併したからですね、経済がよくなる、合併しなかったから経済がよくなるというのは私も経済学者じゃないんで分からないんですけども、その先ですね、十七年三月までに合併しなかった場合、総理も交付税、それから交付税の交付団体と不交付団体を半々にするようなという指示もしておりますし、補助金等、税財源、交

付税を合わせた改革、すなわち三位一体とした改革をなさいというようなことも総理は言ったりしております。その後を私は十七年と先をですね、これはどのようになるのかなと、こう考えて今悩んでおりますし、外海の一島一町だから、悩んでおるわけです。陸続きならですね、そう悩まないでもいいんじゃないかなと思えますけれども、それとそなかなか建設計画もですね、今任意合併ですので、佐世保市がどのように出てくるかまだ分からないんです。ですから、この前も宇久でありましたけれども、我々も要望に百%答えてくれないなあというような感じもいたしておりますね、だから立石議員はどうも合併しないほうに偏った意見のように私聞こえるんですけど、私はまだ住民の皆さんの意見を聞いて決めようと思うってますんで、どちらがいいというようなことは言いませんけれども、そういうことでまだ先で皆さん方と合併協議会、任意合併協議会の結果等を踏まえたうえで、結論を出していかなければと、こう思っているところです。それから、事務的なことは課長に説明をさせますけれども、規程じゃなくて条例じゃないといけないんじゃないかということですけど、内部のことだけです、他の住民に知らせる必要はないわけですので、私は規程でいいんじゃないかと今のところ思ってます。

議長（川村章雄） 住民課長
住民課長（福田 等） お答えします。

パスワードの管理につきましては、現在住民課の戸籍係長が管理しております、今後のことはまた協議していききたいと思えます。パスワードにつきましては、係長しか分かりませんし、またそうした場合は県の方ですね、分かるようになっております。

議長（川村章雄） 立石議員
四番（立石隆教） 県でパスワードを管理してるんですか。それは由々しきなことですね。あくまでもこの住民基本台帳なんていうのは、各自自治体の問題であって、県の問題ではないですよ。それを県が把握して、担当者もし事故の場合です、うちのほうは知らないというのはおかしいな。それはちよつと体制がおかしいんじゃないですか。そこは少し検討する必要がありますかと思えますね。

先程、小値賀経済のことで町長が、私が合併を反対な方向で話をしているということですが、実は私は合併について小値賀町に限っては合併をするという方向は、非常に危険性が高いというふうには思っていることは事実です。しかし、合併を反対だからこういふことを言っているのではなくて、実はそういう考え方に至る前の段階でいろいろ考えているからそれを

町長に問い質しているわけですが。例えば、経済の面ではどうなるだろうか、小値賀の住民の方々の生活に合併をしても変化はないのだろうかということを考えているわけですが。私は合併問題について二つの方向性から考える必要があると思っております。一つは、行政という小値賀町行政の側から考える。つまりまたその場合においては、私達議員も町長も同じ戦友です。同じようにそういうものや戦っていかねければならない。そういうふうには非常に親近感を覚えます。大変苦しい立場にあることも事実です。だから、合併をして借金の問題、将来国がどう厳しい状況になってきて、私達に厳しい状況を強いるかというときには、手を離れた方が楽です。責任は大きな市にとってもらえばいいからです。しかし、今まで膨らんできた借金は国のやり方にも責任はありますが、町においてそれを返せると踏んで借金をしてきているわけです。それを途中で投げ出して、あとは大きな町にやってもらいましょうというものは、私は町を預かってきたものとしては、いささか無責任極まりないと思っております。その点においては、合併すれば楽です。まず、それが一つの観点です。しかし、じゃあ住民の側からいって合併するということはどうなのかということを考えるべきだと思っております。だから、じゃあ小値賀経済がどうなるのか、小値賀の方々の生活がどうなるのかということはある程度予測をしなければならぬと思っております。そこで、今回は人口の減少と小値賀の経済というのが果たしてこの合併においてどんな影響を与えるだろうかということを検証すべきだということ聞いているわけでありまして、決して合併反対だからその方向に引張っていかうというつもりではありません。

先程、経済の話を行いました。町長もお分かりのように地続きのところとは違うんだと、違う最大の原因は何かということですね、小値賀の中の経済というのは、経済とはお金の流れですよ。経済というのはコップの中の水なんです。これ、地続きのところはですね、コップがここだけのコップですと言えないんです。隣接している所とはですね、ある程度その水が流れているわけですから、単独のコップとは考えられないわけです。ところが小値賀町みたいなところは、単独のコップなんです。で、そのコップの中にどれぐらい水が入っているか、つまりどれぐらいのお金があるかということが必要になるわけです。したがって、さっき言ったように小値賀町の行政があることによって三十数億のお金があり、漁業、農業、それから年金受給者なんか、年金が外側から入ってきますから、その分をいろいろ入れると六十数億かなというふうに思うんです。その六十数億の水がコップの中に入って、その中の水が流れているわけです。いろんなところに流れているんです。流れることが経済なんです。使わないようになったら、低迷するわけです。これが、流れる水が六十何億ある

のと、仮にこれが半分ぐらいになったら、極端に小値賀の行政がなくなることはありませんが、三十数億が十億ぐらいになったとした場合に、十億ぐらい減ると、六十億のやつがですね、四十五億ぐらいに減りますと、全体に流れるお金、流れる水が減れば、今までの人口では単純計算にすると使うお金が下がるということになるわけですから、一人あたりの所得が減ることなんです。そうすると、生活できないから出ましようということになって人口が減るんです。人口が減ってくると生産活動が減りますから、外側から入ってくるお金が減るんです。コップの水がもつと減るんです。そうすると、回るお金が少なくなりますから、自分の所に回ってくるお金がなくなってくると、ここに居てもしょうがないってまた減るんです。私はそういうのが経済と人口の関係だと思っているんです。これがですね、小値賀に居て近隣の所に通ったりですよ、買い物に行ったり、あるいは買い物客を来させたりということができない地域ならばですね、そう思わないですよ。やっぱりどっかに勤めるにも通うことはできません。通勤することはできないんです。そうなるんですね、島を離れるか石にかじりついても島に居るかという決断になるんですよ。三つ目の決断がないんです。三つ目の選択肢がないんです。自分の所に居ながらよそに出ると、行ったり来たりするというあれがないんですよ、選択肢が。だから、この合併の問題で小値賀の経済ということがどんな影響を与えるのかということとは、非常に重要な問題なんです。住民の生活にとって。だから、すごくこれを私は聞いているわけです。従いまして、合併をしたくないからそういう話をしているのではないということとは、ご理解を頂きたいと、そういう考え方について町長はそれはちよつと考えすぎだというふうに思いになったら、そういうふうにお答えして頂きたいというふうに思います。

先程、規程、管理規程はそのままということと条例化までしなくてもいいだろうということとでございます。近隣の町村辺りでも管理規程止まりのところが多いというふうに聞いております。それでもいいのかなとは思いますが、実はかなりサバーのところに入りするのが、いろんな人が入れるような状況にあるということも聞いておりますので、それで規程を作ってもですね、ほんとにそれでいいのかなという心配はあります。それはですね、おそらく小値賀町の職員皆さんはきちっとされると思うんですよ。それは私は心配しておりません。ただ、何かがあったときにそういう状況だからきつと内部でこうしたに違いないと言われかねないということなんです。それを、いやうちの方で条例まで作ってこうやってきつとしてるんですよと、管理しますよということですね、何か起きて訴えられたときに言えるかどうかということなんです。そういう体制を作っていれば、そりゃあもう、中で運用するのは私は信頼しておりますから、間違いないと思いま

すけども、もしかの時に、どっか他のところで、例えば今さっきパスワードが県の方にあるというのは、県の方からパスワードで入れたら、うちだけが守っててもどうするんですかね。そういう問題があるじゃないですか。ですから、うちの方では、きちっとこういう格好をやつてますというふうな外側に示す必要があるのではないかと、このことについて、言っているんですが、その点についてはもう一度お伺いします。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 今の経済問題ですけれども、そりゃあもう、立石議員の言うことも分かりますけれども、じゃあ合併しなかった場合ですね、現況の予算が組めるかというようなこともあるわけですね。そうしますと、だから悩んでおるわけですね、合併しなかったら現在の予算が組めるんだということであれば、私は悩みません。もう現在のままがいいんですから。そのことを心配だから、もう少し結論を出すのを待つて下さいと私はこの前言ったんですけど、今はあれですけど、そういうことでですね、なかなかこれを決めなければならぬということに、大変、なんて言いますか、責任を感じておりますけれども、そういうことでですね、合併しなかった場合、国の方がですね、強制的に後で合併させられるんじゃないかなという懸念もあるんですよ。と言いますのは、やっぱり国も市町村を一〇〇〇ぐらいにしたいという希望があるわけです。そうすると、今度の十七年の三月までには一〇〇〇ぐらいにはならないと思います。ならなかった場合、後をどのように考えるのか。国がもうじゃあ合併、確かに小値賀町のようなところは合併しないで自分達でやった方がいいわけですから、私もそれはそう思いますよ。今の現況案が維持できるようにあればね、少し減っても。しかし、国の考えがですね、どのように変わっていくのか、それをできるだけ最後まで見定めていかなければと思ってるんですよ。そういうことでですね、もう少し、おっしゃるとおり合併しなかったら今の現状が続くのであれば、このまま合併しない方が私もいいんだと。しかし、分らないところがたくさんございますので、おっしゃるとおり、経済は合併した場合ですね、佐世保から予算をどれくらい取りきるかによるわけですけれども、そういうことで私も合併協議会のように小値賀町の支所長になるのかどうか知りませんが、それでも、大きな権限をたしてもらわないとこりゃあいかんあということは考えております。それから、今の規程の問題ですけどね、おっしゃることも分かりますので、一つ他の町村とか県あたりとも協議をしてみ、決めていきたいと思えます。

議長（川村章雄） 立石議員の質問はすでに所定の回数を越えておりますけれども、非常にこれは重大な問題でございます

ので、会議規則第五十五条ただし書きの規定によつて、特に発言を許します。執行部の方としても的確な発言を、答弁をして下さい。

立石議員

四番（立石隆教） ありがとうございます。まさにあの今のような議論が大変重要なことだと思えます。あなたはこう言うけど、こつちの問題はどうなんだということですね、私は大変ありがたい答弁をもらいました。

おっしゃるように合併をしなかった場合、した場合、両方ですね、将来が見えないという状況にあるわけです。しかし、私は思うのに、なんでその合併をしない方向に重心があるかというんですね、自分の財布がどんどん中身が減っていくことが分かって、さあこれが減ったから支出をどうやって切り詰めようかというふうにやるのか、どんどん減っていくことは分かっているわけですね。隣の大きな家にそれは預けて、そしてどんどん減るけども、うちの方はなるべく減らさないようにして下さいよという格好ですか、私は自分で自分の計画が、自分の状況が全部分かりながらやることの方が本当の自治ではないのかなというふうに思うということが、まず一点です。ですから、同じようにどっちも難しいんだけども、どっちの方が自分、小値賀町ということですね、預かっていく上においては重要な観点かということをお私に思つてということでございます。

それから、国が強制的に合併をさせるということになるかもしれないと、こういうふうにおっしゃいましたが、これは私は違ふと思えます。それは、法律を相当変えなければできません。地方自治法がご承知のように大きく変わりました。六〇〇本ぐらい変えましたですね。あれが大きく変えた最大のポイントは国と地方は同等ですという言い方をしました。これは憲法にも書かれてありますので、本当は同等なんです、それを明らかに書きましたですね。同等だということは国があんなの町は合併しなさいと命令できないということです。わざわざ今回、そういう法律の改正をしたのですから、あえてもう一回改正してですね、国が地方にあなたのところは小さいから合併しろとこういうふうに言えるような法律にするとは私は思いません。地方分権の流れから言つて地方の自治権をしっかりと認めようという方向にあるのですから、強制的にそういうふうになることはない。しかし、町長の心配するように財政の面からですね、縛つてくるという方法はあるんだと思います。地方交付税というものが一番でかいのですが、我々が依存財源の中では、そうした依存財源の地方交付税の動向によつては、その締め付けによつては、実質的に合併しろというふうに言われているのと同じだというふうな表現をするならば、まさしくそれは有り得ることであります。しかし、それすら地方交付税法という法律の中で行われている以上は、これすら

勝手にですね、地方交付税を下げられない。基準財政需要額というのは決まってる、これだけあなたの町は必要ですねと、それについてちゃんと足りない分は見ましようというのが地方交付税法ですから、それで勝手に下げられるというのはおかしい。むしろ、基準財政需用額を少し下げてもあなたのところに必要な額はこれぐらいですねと、だから差額はこれぐらいですよと、だから減りましたよという言い方ならできるでしょうが、だから一挙に下げるということもできないと、私はそう思っております。したがって、そんなに国のやり方がそういう点で心配することはない。ただし、問題は大きく国が動くときです。それは、税法の改正ですね、国税で今まで上げてた分を地方に残すよ、その代わりそれと見返りに地方交付税を撤廃するよ、あるいはやり方を変えるよと言われた場合には、非常に大きな問題が起こると思います。それはまたかなり遠い将来の考え方だと私は思っておりますので、その点まで入れてですね、今論じることはないだろうというふうには思っております。その点について、もしいやそうじゃない、早急にそういう問題が上がっているんだと、地方制度調査会の考え方もこうだから、それが国に反映されるような状況になってますよという情報がありまして、お知らせを頂いてまた考える材料にしたいと思います。その点よろしく願います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 今の強制はそういう意見もあるということです。それから、国の方はですね、人口が地方自治として一万人以上じゃないと小規模市町村じゃなくて、なんか別な名前を付けようとかそういう考えも今の地方制度で言ったりしているんですね。そういったことで、一人を一番最低の町村の人口にしようとか、そうなりますと、もう強制的な合併になるんじゃないかなと思ったりしているんですけど、今一番言われておりますのは、事務の制限を小規模市町村はしなければという事は言っていますね。だから、どこまでそういうのになってくるのか、私も心配ですけども、そういうことでまだ分からないことがたくさんあるんで、なかなかこうだからこうしましようということも私も言い切らずにいるわけですね。それで、経済もですけども、一次産業の農業もですね、そういうことで安定した農業経営が出来るように今水もきましたし、畑総事業も完成をしますし、そういったことでもよそに行かないで所得の安定した第一次産業にしなければならぬと、そのように考えて担い手公社を作ったり、交流人口をそのために人口の減少のあれを少なくするために交流人口を増やさなければならぬというようなことも考えたりして皆さん方に観光協会も作ったり、いろいろこうやっておるわけですけども、なかなかまだこれで大丈夫だということまでは来ておりませんけれども、大体農業でもやる気をおこして

いただいているようですから、大丈夫じゃないかなとこう考えたりもしております。以上です。

議長（川村章雄） これで立石議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十三分	—
—	再開	午前	十一時	三十一分	—

議長（川村章雄） 再開いたします。

先程の住民課長の答弁に訂正がございますので、訂正をさせます。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 先程の住民基本ネットワークで間違いの答弁をいたしておりましたので、訂正をさせていただきます。

パスワードにつきましては、県では分かりません。市町村のみに分かっているものでございまして、複数である場合は同じパスワードを使うようになります。

議長（川村章雄） 続いて一般質問を行います。

伊藤忠之議員

二番（伊藤忠之） 私は、新しい離島振興法の計画案への取り組みについて町長にお伺いを致します。

離島振興法は昭和二十八年に「本土より隔絶せる特殊事情によりくる後進性の除去」を主な目的として制定され、以来四次にわたる改正、延長が行われ、現在に至っております。

この法の制定から五十年の間、離島振興施策の充実、拡充が図られてきた結果、巨額の事業費が投じられ、道路や漁港、港湾など島の社会資本の整備が進み、島民の生活の利便性も格段に向上してきたが、しかしながら、このような状況にもかかわらず、若年層を中心とした人口の流出、少子・高齢化の進行、基幹産業である農林水産業の低迷などによる地域活力の低下が懸念され、さらに交通の確保や高度情報化及び国際化並びに市町村合併を中心とした地方分権等への対応など、新たな課題が生じております。

そのために今回の改正法では、このような厳しい現状の下で、これらの問題を克服するために、平成十五年までだった改

正法の期限を国は平成二十四年の三月までの間、十年間、離島振興法の延長を決めました。その主な改正点としまして、離島が我が国の領域、排地的経済水域を守る上で、重要な役割を担っていることや、これまでの離島振興計画は国が定めていたが、新法案では、市町村が作成した原案をもとに、県が作る計画に出来る限り市町村案を反映させ、離島の自立的発展をうながしております。又、国・地方とも厳しい財政状況であり、これからは国民の最低生活水準の維持を国に頼るのではなく、島の個性を生かし、そして、みずからの創意工夫によって費用対効果、ソフト的施策の連携など、これからの時代にふさわしい施策を積極的に推進していかなければならないと謳っております。

そこで、この離島振興計画について、どのような計画案を考えておられるのか、町長にお伺いをいたします。尚、再質問があれば自席にて行います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

離島振興法の改正につきましては、七月十二日の国会において可決成立をいたしました。今回の法改正は、「離島の後進性の除去」を振興目的とした過去四回の改正と大きく異なりまして、「離島の地理的・自然的特性を生かした振興」と「創意工夫による離島地域の自立的発展の促進」が大きな二つの方向性が示されております。小値賀町といたしましては、六月の定例議会で承認を賜りました小値賀町基本構想に則って、基幹産業の振興・地域医療の充実・情報流通の円滑化及び通信体系の充実、これは高度情報通信ネットワーク等の充実でございます。高齢者や身体障害者等の福祉の向上・教育文化の充実を図っていききたいと考えております。その準備を現在進めているところでございます。

今回の改正された離島振興法を有効に活用して、住民の生活安定と町の経済発展に努めていききたいと考えております。以上です。

議長（川村章雄） 伊藤 議員

二番（伊藤忠之） 先程の町長の答弁でいろんな計画案があるようでございますけれども、私は本町において特に本土より整備が遅れている汚泥処理施設や産業廃棄物処理等関係の生活環境基盤整備また生活基準情報基盤整備によるIT革命によって例えば本町と佐世保との総合病院や上五島病院との診断協力でお年寄りも安心して住めるように努力していかねばならないのではないかと考えております。特に台風の接近のたびに通院に何日も泊まらなければならぬというような現

状もあります。

又、本町の魅力を創意工夫して情報発信としての地域特性と自然環境を生かした農林水産業の発展又「ながさき島の自然学校」並びに国際化として「ザルツブルグ国際音楽祭」等を通じて人を呼びかけるようなことを重点においてはどうかと私は思いますが、先程の計画案の中で町長はどのような施策が一番、一番というか重要な点であるかと考えているかをお伺いいたします。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

ハード面じゃなくてソフト面に一つ力を入れていきたいと、こう考えております。大体ハード面では農業の基盤、それから漁港も台風だからといって漁船が被害を受けるようなことも少なくなりましたので、ソフト面について一つ今後の離島振興法についての施策は重点をおいてやっていきたいと、こう考えております。

今私が一番思っておりますことは、今の光ファイバーによって六島、大島、それから納島ですか、その離島の急患の場合ですね、光ファイバーによって診断といいますか、うちの診療所との直接の繋がりができないものか、それを一番考えているところでございます。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） この新しい離島振興法によってはですね、島の自立を促しており、合併するにしてもしないにしても、本町の個性を生かした、そして自分達でできるだけ汗をかきこういうことをするから国も一つ支援して下さいというようにしなければ、先程も何回も問題になっております、国も厳しい財政状況でありますので、これからは良いものしか支援しないと思います。尚、この計画案は九月の末まで県に提出するようになっていっていると伺っておりますので、この計画案を県に提出する前に、我々にも是非公開していただければと思います。その点に関して町長にお伺いをいたします。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えします。

議会の議決はいろいろなわけですけど、九月に提出するのは県と協議をするということとそれが決定というわけじゃなくてですね、こういうことでどうですかというふうな協議をするわけですので、その後ですね、皆さん方に機会を作りましてお

知らせをしたいと思えますけど、それでいいですか。

議長（川村章雄） これで一般質問を終わります。

日程第五、報告第六号、小値賀町交通株式会社経営状況の報告に関する件を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 報告について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件、報告第六号の件についてご説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車より事業を受け継ぎ、同年十月一日から廃止路線代替バスとして運行を開始し、今日まで無事故で運行を継続してきております。

資本金は二千万円で、そのうち八五%の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出しご報告といたします。

議長（川村章雄） これで報告の説明を終わります。

これから質疑を行います。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

横山議員

三番（横山弘蔵） 報告によるとですね、現在の累積赤字が一千百万を越えておりますが、今後これが説明によるとですね、なかなか減らないのではないかとということになっておりますが、補助金の打ち切りもですね、県・国も検討されているようでありますので、今後小値賀交通をどのように維持管理していくのか、町長の答弁をお願いします。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） お答えいたします。

このバスは生活路線だと思っております。高齢者の方が又は小さい子供さんが車の無い人が使うわけですので、やめるわけにはいかないと思っております。それで、民間の方にいろいろと引き受けて頂く方を見つけておられるわけですので、なかなかそれが思うようにいかないというのが現状でございます。それで、出来るだけ赤字を少なくするために始末を

しながらしておるわけですけれども、あまり便数を少なくすると不便になりますし、そうかといってということで、どっちに、なかなか難しい問題だと思っております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 主な収益事業というのは、乗客運賃でございますけれども、その他において営業努力ということを毎回この議会においても指摘をされておりますが、昨年度におきましての営業努力、乗客の運賃等以外についての営業努力、まあ町長の今の答弁じゃありませんが支出については相当一生懸命苦勞をされているようですが、今度は収入において、その他の営業努力、よく言われていることは宣伝の看板をバスに付けたらどうかとそういうことを言われているながら実際に付いておりませんが、そういう努力はなさっておられるのかどうかを伺います。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えします。

毎年この営業努力ということで、この収入の面でそういうことを上げていくわけですけれども、なかなか實際考えてみますと、それを例えば広告をするための設備の方が高くつくというようなことで、逆に支出に金がかかるというようなことが考えられるということで、会社の方式としては手をつけていないというのが現実でございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 例えです、今の答弁でいけば、バスの外側に貼るとすれば少々の雨風で飛ばないような設備をしなければいけない、紙なんかじゃ当然吹っ飛んでしまいますから。そういうことでお金がかかるとおっしゃってる。しかし、じゃあ、バスの中ならば紙でもいいじゃないですか。あれ一部に貼るということだつてできないことないじゃないですか。そういうふうなことをお考えになったらどうですか。単純にやろうとしたけれども、お金がかかります。そのワンパターンで終わらないで、じゃあ安くできる方法がどつかないかというふうに考えればですね、室内広告をやろうかということだつてできないことはないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えします。

そういったことを考えておったわけですけれども、貼るスペースが限られているということでもその中吊りとい

うようなことになってくるわけですね。その中吊りをするためにも、広告で利益を得るための、収入を得るまでには達しないというようなことで、またそういった広告を出す人達も実際あたってはおりませんけれども、小値賀の数少ない事業者ではですね、大変難しい面があるのではないかと。ただ、今言ったようなことも含めましてですね、当会社におきましては、何かできるようなことがないかは引き続き提案をしていきたいというふうに思います。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） けつこうそういうことをしても多分ないだろうとお考えになってるところがあるんじゃないですか。例えば、うちあたりにも全然話がないんですけど、うちあたりお寺みたいなところに行ってもいいじゃないですか。そして、お寺の看板で出してみなさん仏様に手を合わせましょうというように出してもらえばいいじゃないですか。議員は寄付はできませんが、そういう宣伝に対する宣伝費は当然出せるわけですから。そういうふうなことを考えてみて、最初からどうも無理だと考えているところもあるんじゃないですか。もうちよつと、いろいろ柔軟に頭を考えて柔軟に使ってみたいかがですか。もうちよつと柔軟性が必要だなと思いますが、いかがですか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 私達としてもですね、何かできるはずだということはあるんですけども、言われるように、会社員でないということもありますし、強く言えない面もありますので、私の立場とすれば今のところそういう提案ができるぐらいかなというふうに思っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 先程の廃止路線の代替バス運行補助金については、まだ県の方針がまだ決まっていなくていいということですが、これは去年も載っていました。例えば、同じ離島で小値賀のような似ている各離島のバスの運行状況はどのような状況になっているのか、またそのような各離島と一緒にやっての県の要望はどうなっているのかお分かりになれば、お願いいたします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

各地の状況ですけれども、代替バスにつきましては国の制度は国の法改正によって廃止をされております。従いまして、

現在の補助金は県単独の補助金ということになります。これにつきましても、平成十五年の三月までの暫定措置ということ
は、ご承知のことと思います。その中でその後のことを各町いろいろ検討するというところでバス対策の協議会、その中で地
域文化会といったものを設けられています。そういうふうなところでまとめたものを県に要望をするというふうになって
おります。そこで、各地域の要望をそれぞれまとめまして、現在県の方に対して要望書を提出しておるといふ段階でその結
果が近く出るのではないかというふうに思っております。

議長（川村章雄） 近藤議員

九番（近藤一輝） この資料の中ですね、一番最後のページ、輸送実績のところ、定期の人数がバラバラですよね。定
期はこれ一カ月の定期でしょうか。それと、小荷物のところで、同じ数字がずっと並んでおりますね、九千円。そうす
ると、全然ないところもあるわけですね。これは、小荷物のなんていいですか、趣旨というか、これは中身は何でしょう
か。一回聞いたような覚えがあるですけども、ちよつともう一回確認のため。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

定期の方は、その年その年で少ないわけですけども、例えば、漁協の職員が一人、保育所職員が一人というふうにはつき
りしておりますけれども、児童の数が保育所である部分ですね、そういったところと小学生に対する分の数の違いによって、
各月といえますか、異なる場合がございます。それと、小荷物につきましては、これは新聞をです、笛吹から斑につきま
して運搬をしてやっております。その運賃を頂いております。しかし、今年度から廃止になっていると思えます。昨年の
四月までで打ち切りというふうなことになると思います。従いまして、今年度からはこの小荷物運賃というのは発生しない
というふうなことでございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

小値賀交通株式会社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、報告第六号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件は承認されました。

しばらく休憩をします。

—	休憩	午前	十一時	五十八分	—
—	再開	午後	一時	十五分	—

議長(川村章雄) 午前中に続き会議を開きます。

日程第六、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 報告についての説明を求めます。

農林課長

農林課長(中谷 功) 報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、指導員一名、研修生二名で、農業の振興のための育苗や実証展示・新規就農者の育成等を目的として活動をしており、その内容につきましては報告書記載のとおりでございます。

資本金二千五百万円で、そのうち八〇%の二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人

の該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出しご報告いたします。

議長（川村章雄） これでは報告の説明が終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

三番（横山弘蔵） 小値賀町の畑総事業もですね、ほとんど完成の状態になりました、これから小値賀町の農業は立派な一次産業としてますます発展していくものと思っております。そういう中で、後継者をですね、育てる意味で担い手公社が立ち上がったわけでありますが、この報告書にですね、もっと具体的に私は示してほしかったのはですね、もうすぐ一期生が卒業すると思いますけども、その一期生が小値賀町の本当の意味で農業者の後継者としてですね、これから十分に力を発揮できる状況にあるのかですね、そしてその辺の準備をどのように整えようとしているのか、その辺を担当課長に説明をお願いいたします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 横山議員さんからのご質問についてお答えを申し上げますけれども、二期生につきましては、一年目に資格取得等をいたしております。そういうことで、二年目に入りまして実務的な段階で一期生の仲間と一緒に、今励んでいるわけでございますけれども、例えば農地の集積で一・六五ヘクタールの集積をいたしております。その中につきまして、ハウス等の借上げも、〇・四八ヘクタールあるわけでございますが、それらの遊休ハウスとかあるいは遊休農地等を公社の方で、農地保有合理化の事業の一環として集積をしまして、研修生に貸し出すというふうなことでただいま体制をとっております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

四番（立石隆教） この公社の目的からいって、今後の展開、大変おもしろいと、おもしろいといえますか楽しみなどところだというふうに変期待をしているところでもあります。

この報告書の中で、真ん中辺でございますけども、「農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化規程が承認されたことにより、遊休農地の解消・利用促進のため公社をはじめとして、担い手の確保と集積に努めたい。」ということでありますが、この農地保有合理化規程が承認されたということは、具体的にどのようなことなんでしょうか。ご説明をお願いしま

す。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

この事業につきましては、公社自体が農地を保有するということの規程をまず県の方に申請を致しまして、県の方の承認を得たということでございます。ですから、農業者でなくても、公社としてそういう土地の取得あるいは賃貸借ができるようになったということでございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） そういうことであれば、公社が今後土地を買い上げるということもあり得る、できるということですね。

それらは、来年度についてはすぐにどうこうということはないんでしょうけど、そのところを確認をしておきます。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件は承認されました。

日程第七、議案第四十三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第四十三号、国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回、国民健康保険法の改正により、一部負担金等の見直しが行われまして、三歳未満の乳幼児の一部負担の割合を二割、七〇歳以上の方の一部負担金の割合を一割、七〇歳以上の一定以上の所得者、百二十四万円以上の方の一部負担金の割合を二割とする。となりましたので小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、本案を提出いたしました。

それでは、改正の内容について、順次ご説明を申し上げます。

第四条の二第一項第一号中「又は第三号に掲げる者以外の被保険者」を「から第六号までに掲げる場合以外の場合」に改め、同項第三号中「被扶養者をいう。」の下に「である場合（第二号から第四号までに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イ及びロ中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「退職被保険者をいう。」の下に「である場合（前二号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加えるものとさせていただきます。

三歳に達する日の属する月以前である場合十分の二、七〇歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次に掲げる場合を除く。）十分の一、七〇歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七〇歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭

和三十二年政令第三百六十二号)第二十七条の二項第一項に規程する者に限る。)について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき十分の二とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成十四年十月一日から施行するというところでございます。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしておりまして、棒線を引いているところが改正部分でございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四十四号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長

税務課長(山田憲道) 議案第四十四号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

高齢者医療制度の改正が主なものです。新旧対照表によりご説明いたします。

第三条中、「総所得金額(総所得金額中から控除した金額によるものとする)までを削り、「法第三百十四条の二第二項」を「同条第二項」に改めるもので、給与所得の特別控除二万円を廃止するものです。

「同条第二項」については、専従者控除を適用するため第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とするものです。

附則第二項中「所得税法」を「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に改め、「第三条及び第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め「第三条中より第十一条第一項」までを「同項」に改める。

これは、公的年金特別控除十七万円を廃止するものです。

附則第三項中「第三条第一項及び第三項(第三条)並びに第十一条第一項」を「第三条及び第十一条第一項」に改め、「これらの規定(第三条第三項を除く。)」を「第三条第一項」に改め「金額」と、第三条第三項」を「金額から同項の規定により適用されるから同条第二項」まで改め、「とする」を「と、第十一条から金額」とする」までに改めるものです。これは、長期譲渡所得の特別控除を適用するものです。

附則第四項、第五項、第八項、第九項については、改正に伴う読み替え規定です。

適用期日、この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は、平成十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、尚従前の例による。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十四号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十四号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四十五号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(福田 等) 議案第四十五号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

県は、心身障害者等の福祉の増進を図るため、市町村に対し、長崎県福祉医療費補助金を交付しておりますが、今回、交付要綱の一部が改正され、それに伴い自己負担額等が改正されることになっております。

このことにより、福祉医療費交付対象者の一部負担金等を改正する必要が生じたので、本案を提出いたしました。それでは、改正の内容について、順次ご説明いたします。

第四条第一項第一号中、「三千二百円」を「千六百元」に改める。とありますのは、一部負担金の額の改正でございます。第四条第一項第四号中、「収容される」を「入院する」に、「収容日数」を「入院日数」に改める。また、第五条第二号中、「収容される」を「入院する」に改める。とありますのは、文言の改正でございます。

附則といたしまして、施行期日は平成十四年十月一日から施行し、同日以降の診療に係る医療費から適用する。

この条例による施行日より前の診療に係る医療費については、従前の例によるものといたしております。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございます。

以上で提案の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

四番（立石隆教） 県の補助金によって自己負担額が軽減されるということですが、これに伴いまして小値賀町の歳出には影響ありますか。あるとすればどれぐらいのものでしょうか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 今のところ補正も出ておりますので、今のところは影響ありません。

答弁漏れがありましたのでお答えします。三千二百円から千六百元に下がりましたので、持ち出しは少なくなります。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 今の答弁ですけども、持ち出しが少なくなるというのは、これは町の持ち出しが少なくなるという言い方なんですか。どちらなんですか。もう一度確かめたいと思います。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

町の持ち出しがということでございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） その個別的に私は聞いているのではなくて、大体実績がありますよね。実績からいうと大体年間これぐらいがちよつと軽減されるというか、そういうふうなところをちよつとお伺いをしたいと思うので、個人的にはちやんとこいうふうな書いて、一人当たりはこう書いてあるわけですが、全体的には年間どれぐらいの影響があるのかなということ、もしそういうことをつかんでおればお示しを頂きたいということです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 今のところ資料がございませんので、申し訳ございません。

今資料がございませんので、後でまた報告させていただきます。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

—	—
再 開	休 憩
午 後	午 後
一 時	一 時
四 十三 分	四 十三 分
—	—

議長（川村章雄） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十五号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十五号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十三号、字の区域の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本件について提案理由の説明を求めます。

農林課長

農林課長(中谷 功) 議案第五十三号、字の区域の変更について提案理由をご説明申し上げます。

字の区域の変更が必要になった畑総事業区画整理大浦工区は、笛吹郷炭焼、山ノ上、榎津、平引、の小字を工事の面範囲とする区域で、地区総面積は八・五ヘクタール、土地所有者は、大浦地区住民二十四名、その他の地区住民は二名となっております。そのうち換地者は、十四名であります。

この大浦工区は、平成十二年度、十三年度にかけて区画整理工事を行いました。工事完了後は、受益者に圃場の引渡しと同時に確定測量による面積測定を行い、本年七月、受益者による権利者会議を開催し換地計画の承認を得られましたので、今後本年度中に換地処分登記を実施する運びとなっております。

区画整理においては、農地の集団化を行いますので、工事前の字の区域の変更が生じてきます。字界の変更は、議会の承認を経て知事への届出が必要のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、本議会に提出するものでございます。それでは、字の区域の変更について、内容をご説明いたします。

説明の補足資料として、変更箇所の旧字界及び新字界を示した字界変更図を添付しておりますので、見辛いかとは存じま

すが併せてご覧いただきたいと思います。

最初に笛吹郷字炭焼に編入する区域でございますが、笛吹郷字山ノ上二七九の一の一部、二七九の二の一部、二八〇の一の一部であります。

次に笛吹郷字山ノ上に編集する区域でございますが、笛吹郷字炭焼二二六の一部、二二七の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部でございます。

以上、字の区域の変更箇所についてご説明いたしました。
よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十三号、字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十三号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第四十六号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第四十六号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正額は歳入、歳出それぞれ六千九百万円を追加し、予算総額を二十五億二千五百万円にするものでございます。補正の主な要因は、歳入では町税の課税額の確定による補正、普通交付税の増額補正、農林関係の補助事業採択による県補助金の増額補正、また基金繰入金、特別会計繰入金の増額補正が主なものでございます。

歳出は農林水産業費の補助事業採択による増額補正、商工費の商工会指導施設建設事業補助金の新規計上、又教育費の離島開発総合センターと総合体育館の白蟻対策費の増額補正が主でございます。

それでは事項別明細書により補正予算の内容について、ご説明いたします。

歳入から申し上げます。

第一款・町税、一項・町民税百四万四千円増額。二項・固定資産税百二十七万四千円増額。三項・軽自動車税十五万七千円減額。

第七款・地方交付税二千七百万円増額。なお、十四年度の普通交付税の交付決定額は十九億三千三百九十五万五千円となり、前年度に対し九千二百七十五万三千円、四・六%の減額となりました。

第十款・使用料及び手数料、一項・手数料九千円増額。

第十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金二万六千円増額。

第十二款・県支出金、一項・県負担金二万六千円増額。二項・県補助金一千八百七十七万八千円増額。四目・農林水産業費県補助金の肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金一千二百五十万円が主でございます。三項・委託金二百七万二千元増額。

第十五款・繰入金、一項・基金繰入金七百万円増額。総合体育館白蟻駆除委託料に社会体育施設整備基金を七百万円繰入するものでございます。二項・特別会計繰入金八百七十一万七千円増額。老人保険事業及び介護保険事業特別会計の前年度繰出金を実績により一般会計に返還するものでございます。

第十七款・諸収入、四項・雑入三百二十一万一千円増額。
歳出を申し上げます。

第二款・総務費、一項・総務管理費百五十万四千円増額。三項・戸籍住民基本台帳費百十五万二千円増額。

第三款・民生費、一項・社会福祉費三十七万二千円増額。二項・児童福祉費六十万円増額。

第四款・衛生費、一項・保健衛生費三十七万円減額。一目・保健衛生総務費の国保診療所特別会計繰出金四百万円減額は前年度繰越金の計上によるものでございます。三目・環境衛生費に二分の一の県補助金により漂流漂着ごみ対策事業費二百二十万円を各節に計上しております。二項・清掃費百二十五万四千円増額。

第五款・農林水産業費、一項・農業費二千七百六十七万八千円増額。四目・畜産業費の肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金一千八百七十五万円は、牛舎一棟、堆肥舎一棟を整備し本町の中核的畜産農家の育成を図るものでございます。五目・農地費に小田地区水路改良工事及び大島地区自然災害防止事業を新規に計上しております。二項・林業費二百七十七万五千円増額。十月に実施予定のヘリコプターによる松毛虫防除事業経費三百三十万円を各節に計上しております。三項・水産業費七百九十万一千円増額。三目・漁港管理費の修繕料は標識灯と水銀灯の台風災害分を計上しております。又、県補助により大島漁港浮棧橋補修工事を新規に実施する計画でございます。

第六款・商工費一千八百八十三万五千円増額。二目・商工業振興費に商工会指導施設建設事業費補助金九百七十万円を新規に計上しております。

第七款・土木費、一項・土木管理費、財源調整でございます。二項・道路橋梁費、修繕料の増額と町道補修工事の減額でございます。

第八款・消防費二十六万円増額。

第九款・教育費、三項・斑小学校費十三万五千円増額。四項・小値賀中学校費十四万円増額。七項・社会教育費五百二十六万九千円増額。三目・総合センター費に白蟻駆除消毒委託料四百六十七万三千円を計上しております。八項・保健体育費

八百九十九万六千円増額。一目・保健体育総務費に総合体育館白蟻駆除消毒委託料七百十一万九千円を計上しております。

第十三款・予備費九万九千円を増額し、予備費総額を一千二百七十二万六千円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、ご質疑に対する答弁はそれぞれ自席から行わせていただきます。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

―	休憩	午後	一時	五十八分	―
―	再開	午後	二時	二十一分	―

議長（川村章雄） 再開します。

先程の答弁漏れがございましたので、住民課長に答弁をさせます。

住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

先程の立石議員さんの質問に答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

福祉医療費の支給に関する条例の一部が改正されますと、個人の負担額は軽減されますが、県と町の負担が多くなりまして、十三年度の実績を基に試算してみますと、だいたい町の負担分が年間に約三十万程度、増になります。

議長（川村章雄） 先程、一般会計補正予算について提案理由の説明が終わったところで休憩をしておりました。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出補正予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町税

立石議員

四番（立石隆教） 町税の一項と二項、町民税、固定資産税の今回補正の必要が生じた理由をご説明下さい。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（山田憲道） ご説明いたします。

当初暫定で組んでおりましたけれども、確定しましたので、補正させていただきます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 暫定予算という場合は、選挙が行われる年に組むべきものであつて、実は当初予算がしつかりとした予算です。絶対暫定というはがありません。そういう表現は間違いですが、暫定ですか。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（山田憲道） 失礼しました。暫定でなくて当初予算を去年並みぐらいに組んでいたわけでございますけれども、

確定しましたので、補正させていただきました。大変失礼いたしました。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 無いですので、次に移ります。

第七款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十二款・県支出金

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 三目の衛生費県補助金のうちで、六月に一般質問しましたけども、漂流漂着ゴミ対策事業、これは平成十四年度から十六年度までの三カ年間は県単位で事業を行うということになっておりますので、ひとつ早めの、これは予算額が決まっておりますので、早めの対策が必要ではないかと思ひますので、出来れば当初予算でも上げてもらえれば結構ではないかと思ひておりますけども、どのように考えておられますか。それと、四目の農林水産業のこれもつて県補助金の長崎県地域米消費拡大総合対策補助金と長崎県農村振興対策推進補助金の、これは当初予算でも五百万、百二十万づつ上がつ

ておりましたけれども、そのまま減額になっておりますので、その説明も合わせてお願いいたします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

衛生費の県補助金ですけれども、これが十四年度から議員のおっしゃいますとおり十四年度から始まった事業でございます。三百万円の仕事で二分の一の補助でございます。三年間続けるとなっておりますので、十五年度からは当初で組んでいきたいと思えます。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

長崎県地域米消費拡大総合対策事業につきましては、国庫補助事業の割当が今年度長崎県になかったということによりまして、事業を廃止する旨の連絡がありましたので、五十万円の減額補正予算を計上いたしております。

長崎県農村振興対策事業推進補助金につきましては、出稼ぎ関係の補助金でございます。この事業につきましては、ね、実は初期の目的でありました農家の皆さんの出稼ぎ先からの研修というものにつきまして、目的を達したのではないかとこのふうなこともございまして、実は今年の三月に各出稼ぎ先を回りまして各杜氏さん、それから働いている人達に意見を聞いてみました。その時の希望といたしましては、そういう目的は達しているというふうなことを言われましたので、事業を廃止するというところで理解を得ましたので、今回減額補正をいたしております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第二款・総務費

横山議員

三番（横山弘蔵） 一目の一般管理費の中です、負担金のところの日輝会サミット開催負担金十五万円、これはどのような日輝会のサミットがどのようなところで、どのように行われるのか説明をお願いします。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

日輝会のサミットの開催負担金でございますが、これにつきましては、これに加盟いたしております九団体、これを持ち回りでサミットが開催されるようになっておりますが、その開催時にですね、多額の経費を要するというところで、今回からですね、加盟団体で毎年同じ額といいますか、それを開催時に一辺に額が偏らないように、毎年十五万ずつ負担しようという話し合いができてまして、今回計上いたしております。

この算定の根拠は十三年度開催された新潟県中条町の予算が百五十万円となっておりまして、それによって、十五万計上しております。

今回、十四年度から一つ篠山町が合併によって篠山市になりました、そこが合併で市になりましたので脱退させてくれという事で一団体減っております。そういうことで、十五万の九団体の百三十五万を加盟団体で負担するという事です。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 市になることで脱退する自治体が出たということですけども、小値賀町の場合、なんか僕は思うんですけど、これは小値賀町住民はほとんどなんていいいますかね、絵があるのは分かりますけども、今のみたいな財政がいろいろ言われているときにですね、これを開催する、なんか住民にとつてのプラスになるような投資効果といったらちよつと大げさですけども、これをずっと続ける意味があるかどうかですね、その辺説明をお願いします。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） これはですね、もう十何年前になると思いますけど、小値賀町は文化に少し恵まれることが少ないだろうという事で、日輝会の方がですね、絵を書く人が集まった団体ですけれども、その団体の方がもう小値賀町には百何点ぐらい絵を頂いていると思います。それをやりますということ、小値賀町にもそういう文化を与えてやりたいというようなことですね。そういうことで、ありがたい結局無料で頂いておるわけですので、それを今農協とか福祉協会とか役場とか

飾っておるわけですけども、そういったことで頂いておりまして、今までは小値賀もサミットをです、もう十年位前になりますかね、平成六年に開催してまずけど、その時何人ぐらい来たかな、だいぶん絵を書く人達が全部来たんですよ。そして、小値賀に一泊してもらって小値賀の宣伝もその時したというように、これは私は続けていっても価値があるんじゃないかと思つてます。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 毎年十五万前後、会費として払うと思ひますけども、それよりも十年間このお金を貯めてですよ、まじな絵を一つ買ったほうがなんか町の文化財になるような気がするんですけども、どうですか町長。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） それは個人個人の考えで違ふだろうと思ひますけど、私は皆さんに十年にいつペンでも来ていただいたほうがいいんじゃないかなと思ひますけども。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 私もこの問題は少しです、この補正を見ながら、いかなもんかなと。これは大体前々からそう思つていて、私も質疑したことがあります、前は確か三万円ぐらいでした、年間。五万でした。その時はそうでした。それがこれから均等割になつていくことでもあります。そしてしかも篠山市が市になつたから辞める、これは市になつたから大いにやるべきなんだけど、市になつてから辞めるということはどういふことかなあとそういうふう思うんですが、その辺の経緯はお分かりですか。分かつてたらお知らせ下さい。それから、全部の九団体が全部が負担を均等に負担しようじゃないかというように話し合ひはどこで誰達が集まつてなされたのか。

つまり小値賀町もそれに参加されたのかどうかお伺いをします。

議長（川村章雄） 助役

助役（北村信吾） この話し合ひに私が出席したものですから、一応私の方からお答えいたしますけども、七月の七、八日だったと思ひます。臨時総会というのが開かれまして、いわゆる東京です。そういういろいろ篠山市の脱退の問題も中身についてははっきり言えない、向こうもですね、はっきりしないところがあるわけですけども、結局金だろうと、財政的のものであろうという感触だけは受けました。それで、今回会長さんが今までの会長さんが、北海道の利尻町の町長さんだつ

たんですけども、その人がちよつと体の都合でお辞めになりました、体調壊して、今度の会長が宮城県の本吉町の町長さんですかね、その人に交替ということもあって、日輝交流会の会則を全面改正するというようなことでそれもひつくるめてこういう話が出たわけですけども、各町財政的に厳しいとなかなか受け入れにくいと、けっこう多額の金がかかるものですから、それで日輝会の方も今までは二泊して、二泊やっぱり地元持ちだということふうなことであつたようです。それを一泊は、地元が出してもらつて、そして土産はいらぬということ、非常に会員の皆様方は楽しみにしているということで、全国的に行けるもんだということだろうと思えますけれども、そういうことでその時に篠山市が脱退を表明をしまして、総会において一応了承したということになつたわけですけども、そこでいわゆる今申し上げましたような百五十万と、根拠はいわゆる今年度行つた新潟県の中条町と、そこが百五十万で開催したということとそれをベースにいわゆる十町、篠山町を入れてですね、今は市ですけども、十町でしたら頭割りで十五万というような単純なそういうことで一応全部で負担しようと、それを毎年なるわけですね。そういう話し合いのもとで今回補正をしたわけでございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） それですと、例えば今の新潟県の中条町だと百五十万だつたけども、今年や来年のところは百八十万かかったら、それをまた全部で割るようになるのでしょうか。それとも、十五万だけを何年間続けようと、その百五十万以上かかった分はその町が負担しなさいという話なんですか。そこら辺はどういうふうになっていきますか。これが、どんどんどんどんかかった分だけ割りますよという話になれば、予算はなかなか組みにくい、それでいいのかなというふうに、今篠山市が脱退したのならうちも脱退するチャンスじゃないかなというふうに思ったりするんですが、その辺はどういうふうな話し合いですか。

議長（川村章雄） 助 役

助役（北村信吾） 私個人としてもですね、やはり脱退でもいいんじゃないかなという考え方もあつたわけですけども、やはり向こうも脱退は望まない。やっぱり我々といえますか、交流会で今九町残っているわけですけども、その中でもやはり話したような中で、今までちゃんと絵画も頂いて、しとるわけですから、これは是非続けていきたいと続けさせて下さいと向こうの相談もありました。そういうことで、脱退表明というのはなかなかしにくい面もあるわけですけども、その百五十万を超えた分がどうなるかという、そういう細かい話まではここではしてないです。ただ、今までずっと持ち回りで

開催した町が全部負担をしていたわけなんで、それを少しでもというふうな全部でしましよと、そりゃあ参加する人達の人数にもよろうかと思えますけれども、今のところあしが出た分をどうのこうのという話まではなっていないわけで、大体この次はその時の一様の話し合いで小値賀町が平成十八年はいかがですかというふうな、今年と言われてきたんですけれども蹴飛ばしてきたんですよ。なるだけそういうふうなことで、今のところはつきりしたそのあしが出た分をどうこうという話はまだ詰めておりません。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） なんとなくこれは僕は引つ掛かるんですけど、今でもその日輝会から絵が来ているんですかね。私が見たところなんか公民館に飾っているのは、もう昔から飾っている絵みたいなものですね。それからですね、これは一つの文化事業と思うんですけども、毎年十五万前後ですね、こういう負担金で払うとすればですね、むしろ一つの目的を持ってですよ、例えば小値賀出身の芸術家もそろそろ何人か出てきているし、僕の知っている三浦吉十君とかですね、福岡で活躍しています。それから漫画家の小田さんとかですね、いろいろ小値賀関係の芸術家も出てきているし、そういうむしろですよ、地元出身の方の芸術家の作品をですね、いくらか買ってあげてちゃんとした形で町民に鑑賞させたほうがですね、何か僕は町民に夢を与えるような気がするんですけど。さっき町長が言いましたけれども、個人的な絵を見るとどうか芸術を鑑賞するのは個人的な主観が入ってかなり一人一人違うと思いますけれども、僕は個人的に言わしてもらえば、どう見てもあの絵に大した付加価値を感じないんですね。まあ非常に悪いとは思いますが、言わしていただきます。有名かもしれないけれど、会長は有名かもしれないけれど、他の会員さんはそう有名なんですか。あんまり聞いたことがないと思うんですけどね。そういうことですね、個人的な意見を言わせていただきましたけれども、この大した額じゃないといえそうですけども、これは十分ですね、僕は検討してほしいと思います。せっかく小値賀出身の芸術家もいるんですから、もつと住民が分かりやすい形の芸術をもつと示していただければいいなと思います。以上です。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） 今までのですね、経緯もあるわけです。百何点かの絵画も頂いたり、写真も頂いたりしておりますので、そういうこともありますので、無下に断るわけにもいきませんのでひとつ今年度についてはお認めいただきたいと、後はまた検討させていただきます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 私はですね、これは前々から私もさっきの横山議員と同じような言い方をして随分叱られた時がありますけども、本当ならですよ、例えば芸術的に恵まれないところに絵画をプレゼントして少しでも役に立てて下さいという善意である、その善意に対してありがとうございますというところで我々はそういうふうな長いことそういう負担をしてきたということはありません。それ随分やってきました。普通であればですね、私が日輝会の会員であればですね、そりゃあ文化的になかなか恵まれないところというのは財政的にも苦しいところなんですよね。従いまして、私達が九ヶ所を一年ごとに回って少しでもその地域のためになるようにしましょうと行ってですよ、それでみんなにツアーを組んでいくくらいですと行って、そして来てくれるというのは大変ありがたいと私は思うし、もし日輝会であれば私はそうする。そこで来てもらった小値賀町においては、宿泊料を出すとか、宿泊料は自分達で出してきて私達はありがたいとございますということ、それに対する食糧費等についてはいくらかのお世話をするというか、負担をするというそういう形であるのが普通ではないかと思うんですよ。これがなんか日輝会の方からどうも強制とまではいわんけれども、強制されているような感じがしてですね、人の善意で強制されるものだろうかというふうには私は思うんですね。どうもそんな匂いがしてしょうがない。そこら辺のところってよくよく筋を通すべきではないだろうかと思はれます。来ていただくことには、本当にありがたい。だから、最大限歓迎しましょうということは、一泊分とかですね、それはどうなのかなと。おそらく日輝会の方々というのは、善意でそうしているんだとおっしゃっていると思うんですよ。それはありがたいから、だったらもうちょっと善意をお示しになって下さいというべきではないのかなというふうには思うんですが、その辺の雰囲気は話し合いの時どうなんですか。助役さん。今度行った感じを教えてください。

議長（川村章雄） 助 役

助役（北村信吾） 我々の会はですね、いわゆる今九町ですか、それだけの日輝交流会という会議であることです。その会員さんとは別に一年に一回ですか、その総会があった後に慰労懇親会のようなものがあるんですけども、それは十二月に一応大体あっているようです。そういうふうな中では、一応やっぱり当然だろうと思えますけども、行ってみたい行きたいなという気持ちはあるし、我々はその交流会の中ではやっぱりこういうふうにしてあんまり普通触れられない技術的なものを見れるんだというそういう雰囲気なものです。ほんとにこうなんて言いますかね、会員さんの会長さんあたりとの繋が

りとかです、我々はあんまりないわけですけども、何かその辺はやっぱ非常に向こうも向こうといいますが、会員の方々の方も遠慮しながらだんだん経費的なものも考えているというのを感じております。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 私はちよつと違う意見です。このくらいとちよつと失礼になるかも分かりませんが、私は中条町にも行ったことはあるし、今生月にけっこう知られた画家が来て、住み着いて生月の風景を書いているということもあります。あれは日輝会のメンバーが小値賀を気に入って小値賀に住み着いて小値賀のそういう興味の趣味のある人達を教えるか、あるいは、そういう場合も出てくるかも知れません。おっしゃるとおり中条町は財政も豊かで十五万やなんや屁でもないかと思いますが、ここはなんで合併せんばならんとかという所ですから、私は絵心もなければ芸術的になんも分かりませんが、町長はよくおっしゃる交流人口云々ということを考えてみると、十五万でなんらかの効果があればそれもいいんじゃないかと。やっぱり厳しい厳しいという中にもなんらかの潤いがあるといいんじゃないかと。これが百五十万とか一千五百万というところでもない話だけれども、一年間に十五万、月に直すと一万ちよつと。私はいいいことだとはいきませんが、反対する理由はないというふうに思います。効果はそれなりにあるんだという確信を持っております。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	五十五分	—
—	再開	午後	三時	一分	—

議長（川村章雄） 再開します。

総務費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第四款・衛生費

岩永議員

十二番(岩永守義) 環境衛生費の節の七と十三、それぞれ予算が計上されておりますが、漂流漂着ごみ対策事業、これは船溜りを中心に清掃をされるのか、また町全体の清掃も兼ねてされるのかお伺いします。

議長(川村章雄) 住民課長

住民課長(福田 等) お答えします。

この事業は本年度から始めた事業でございます。年に一回上五島の保健所から来て海岸線の巡回パトロール等を実施しておるわけでございますけれども、回ってみますと浜津のナスクリ、斑を見たほうとそれと空港の東側が漂着物が大変多いようでございます。そこを中心といたしまして、また他の所も前七月はやりましたけども、また来ておりますので、その方面もやっていきたいと思っております。

議長(川村章雄) 岩永議員

十二番(岩永守義) 賃金と委託料と両方組まれておりますが、やっぱその同じところをされるのかどうか、別々に考えられておられるのか、伺います。

議長(川村章雄) 住民課長

住民課長(福田 等) お答えします。

一括して全島の分をですね、予算化しております。賃金といたしましては、撤去作業を百二十万、分別の賃金を二十四万計上いたしております。委託料につきましてはプラスチックの分別委託料と漁網等の委託料でございます。

議長(川村章雄) 吉元議員

十番(吉元二夫) 漂流物でございますけれども、関連をいたしますので、サカ川の港に廃船がかなり何隻もおるわけでございますけれども、どのように考えておるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。サカ川です。橋の浜。

議長(川村章雄) 水産商工課長

水産商工課長(神川 清) お答えいたします。

あれは私も気になっております。誰の船かというものをまずつきとめなければいけないというふうに思いまして、会長さんを通じてですね、聞いておりますけれども、どこから誰が持ってきたか分かっておりません。これからですね、各地でそういった船が出てくる恐れもありますし、またプラスチック船は処理に困るといような問題も出てきますので、漁協の

関係者あたりとですね、検討する必要があるなというふうに思っております。

議長（川村章雄） 吉元議員

十番（吉元二夫） あれはちよつと町として片付けるべきじゃないかと私は思います。分からんとならですよ。もうかなり年数も経っておりますし、年ごとに船が廃船が増えているという感じがいたします。できる限り早急に処分をしていただければと思います。再度お願いします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） ああいうふうになりますと、廃船なのか漂流物なのか、ゴミなのかといったことになってきますので、もしそれが行政の方で処理してくれるだろうとそういう意図があつてあそこに捨てたということになればですね、また他の地区にもそういうふうなことになるかねませんので、十分検討したいと思えます。都合によっては住民課ともそういう話し合いの場を設けてみたいというふうに思います。

議長（川村章雄） 衛生費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第五款・農林水産業費

議長（川村章雄） 岩坪議員

一番（岩坪義光） 一目、十三節、松毛虫防除事業。これは十月頃やると言っていました。空中散布の効果がなかったもので、こういうふうにまたやるのでしょうか。また、どこをする、その場所はどこを。小値賀一帯をやるのでしょうか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

松毛虫、松くい虫じゃなくて松毛虫の防除事業を行うということでございます。これは松毛虫の防除事業のヘリコプターによる空中散布作業委託料でございます。また全町的に行いたいというふうに思っております。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 松毛虫の被害状況について説明をお願いします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 松毛虫につきましては、昨年度非常に広範囲な被害があつております。県庁の専門技術員等にも来ていただきましたが、見ていただいたわけですが、このようにこんな姿を見たのは初めてだというふうな意見でございました。

また、松毛虫が移動するということは非常に珍しいというふうなことを言われております。また昨年度は集落の中にもまで毛虫が入ってきたというふうなこともお聞きいたしております。そのようなことで、その対策を今年度、幼虫がちょうど十月に孵るものですから、十月ぐらいに大体三令ぐらいになるものですから、その時期に防除事業を行いたいということでございます。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） やつぱりですね、今の現在ではですね、農薬の問題というのは大変重要な問題になっております。環境ホルモンの問題からしてもですね、全国で空中散布を問題視してですね、かなり取り止めている自治体も出ている状況であります。これをですね、六月にやる本格的な空中散布とですよ、今回またこんな松毛虫にですね、また空中散布をやるということ、これはまた広範囲に農薬がかなり拡散すると思えますけれども、住民への説明はちゃんとやるようにしているんだかね。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） この防除事業につきましては、松毛虫、松くい虫両方でございますけれども、環境への影響につきましては、私も日頃より関心を持っております。例えば事業終了後に愛宕山園地とか番岳園地、それから斑島の園地、姫の松原等にも観察に行っております。その観察の折に赤トンボが乱舞したり、また草木に虫が生息いたしている姿を見ますと私も安堵をいたしております。また今年度は柳地区の中江の溜池とかあるいは岳田の溜池等においても蛍の乱舞するのが見られたというふうなこと等もお聞きをいたしております。よかったなというふうに喜んでるところでございます。

それから住民への説明でございますが、松くい虫防除事業と同様に考えております。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 松毛虫が異常繁殖したのは見た目にも私も松の色が変わっているのはちよつと分かりましたけれども、

これが二年三年続いてあるものかどうかですね、今回はちょっと様子を見るとかですね、そういうことも考えていいのではないかと思うんですが。それから、今年の六月七月の空中散布の時に赤ダキの周辺の海域を私はカヌーで直後に昼から回ったんですけども、もう無数にトンボの死骸が浮いてるんですね。見たらほんとおかしいなというぐらい浮いています。それから、蜘蛛とかですね、それからカナブンとかですね、それから蝶々ですね、大きな蝶々とか海に浮いています。実際行ってみたら分かると思いますけれども、そのようにですね、他の益虫も一緒にたくさん無数に死んでいるんですね。だからそういうふうですね、環境というか被害は分かれますけれども、他の自然環境、要するに生態系をですね、あまり壊すとですね、なんか全体的に森林の力は落ちると聞いていますので、十分ですね、空中散布をやるときとか地上散布をやるときはですね、本当に環境に配慮してよく調査してですね、本来に来年また毛虫が大量に発生するかどうかですね、よく注意して洞察してなるべく自然環境とかですね、その空中散布の人体の影響が最小限に抑えられるように配慮をお願いいたします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 松毛虫も松くい虫も同様に私共も配慮をしてやっておりますけれども、そのような形で行っていきたいというふうに思います。また、生態系につきましても、先程私言いましたように、非常に私も関心を持って注意深く見守りながらいたしているつもりでございますので、今回は実は七月ぐらいに各森林を回って見たんですけれども、すでに小さい幼虫が孵っております。そういうことでもう、かなり被害が出ることも予測を実はいたしておりますので、実施をいたしたいというふうに考えます。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） 五目の農地費についてちよっとお尋ねをいたします。

ここに大島地区の自然災害防止事業ということで計上されておりますけれども、これは過去に数回小規模の補修をやっておりますね、やってみなければいけません、どうしても段々段々漏水が激しくなるといって大規模な今回改修をやるといってございしますが、問題なのは期間がですね、あんだけの調整池みたいに野崎の水を引っ張って、すぐ工事が終わってから水が入れられるというような状態でないわけですから、少なくとも来年の二月いっぱいまでには工事を完成しなければ来年の田植えが出来ないという状態にあります。ですから、念のためにお尋ねしますけれども、着工はいつ頃になるか。そして期間は工事期間はどれくらいか。また、完了の時期はいつ頃になるか、そして完了した暁には野首みたいに漏水試験をやったりやるのか、この

点を一つあわせてお尋ねをいたします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 着工でございますけれども、本予算が通りますれば、県営事業でございますので、県北の方にお話をしまして、できるだけ早急な着工をお願いするようにいたしております。完了につきましても、水稲作付に間に合うような形でお願いをしたいというふうを考えておりますし、また漏水試験の件でございますが、当然十分にお願いをするつもりでございます。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） お分かりと思えますけれども、水がですね、今ちょうどこれからブロッコリー、あるいは実エンドウの作付け、種まきが始まりますので、上の方に二つの貯水池がありますから、その水を落とすとして入れたら問題はないんですけども、今度はその畑灌の方の水は畑灌で利用しますので、これは落とすわけにはいかないと。あくまでやっぱり天水を待つしかないということですので、一つ今課長もおっしゃいましたけれども、この工事の完了期間を出来るだけ二月いっぱい出来上がるようにお願いをしておきたいと思えます。よろしくお願いします。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

立石議員

四番（立石隆教） 三項の水産業費の三目、四目のこれは需用費と工事請負費ですが、台風関係の大島漁港浮棧橋修理、補修等が含まれておりますけど、これの内容ですが、先程伺った標識灯、水銀灯とか言っていました。数とか内容をもう一回お知らせ下さい。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

これは各漁港ですけれども、浜津、大島、前方、斑そして笛吹といった港内で根っこから倒壊をした水銀灯が三基、それと大島では航路の標識灯が防波堤の先端から海中に落下しておると。それと、あと二基、頭部が落下したという内容のものでございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） この標識については、じゃあ一基は完全に倒壊してますから、あとの二つは全部新しくするんでしょう

か。三基標識は換えるんですか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） これはほとんど、ほとんどというか全部位元に戻すと、全部重要な位置に立てられておりますので、回復を望んでおられると。またしなければならぬ位置だというふうに思っております。

議長（川村章雄） 農林水産業費、ほかにありませんか。

山本議員

八番（山本徳蔵） ひとつお尋ねをします。

四目のこの漁港建設費ですね、浮棧橋の補修事業ということですから、これは内容はどのような工事をやるわけですか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

現場を見て議員さんもお分かりだと思えます。主にローラー、今までですね、建設をされてから間もなくだと思いますけれども、音がしておるといふことで夜になればさらに高くなって、就寝にも差し支えると、支障があるといふようなことも聞いております。それと、橋ですね、その部分の手摺りがはずれております。さらに棧橋を固定するチェーンの部分から損傷をしております。ロープをかけております。そういう面で全体的に損傷が激しいということ。建設をしてから十六年かかっておるわけです。そういうことで、主に橋の部分の修理が主になるかと思えます。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） そしたら、浮棧橋そのもの本体とか、あるいはその橋脚をどうするといふようなことじゃなくて部分的な補修ですか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 全体的といえれば全体的なんです。棧橋部分についてはそのチェーンを取り付ける作業をするわけですね。そして、橋の部分については、ローラーまでも傷んでいるわけですから、その部分については橋全体のものを補修をするということでございます。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) ないようですので、次に移ります。

第六款・商工費

議長(川村章雄) 吉元議員

十番(吉元二夫) 委託料についてご質問をいたしたいと思えます。

この全国豊かな海づくり大会等について日程、規模、出展の内容ですね、簡単にご説明をいただければと思えますけれども。

話によりますと、生月に天皇陛下様がおいでというようなことも聞いておりますし、どのようになっていっているのかなと思えますので、分かりますか。

議長(川村章雄) 水産商工課長

水産商工課長(神川 清) お答えいたします。

これの全体的な日程が必要でしょうか。詳しいことは資料をここに持参しておりません。ただ、時期といたしましては、十一月の十六、十七の二日間でございます。そこで、この事業につきましましては、全国大会海づくり大会の関連行事として、味わいゾーン、長崎味わいゾーンというものが設けられておりまして、そこで県産品フェアということでこの大会を盛り上げていこうというようなことでございます。ここで、長崎県の産品をアピールするというようなもので、三日間必要となりますので、この分について町も出展をして下さいという要望がありまして、観光協会にお願いをすると、そして旅費にありますとおり職員としても町をPRするためにも、パンフレットあたりも持ち込んでいきますのでそういった宣伝をするというようなことで、観光協会に二十万円でこの事業をお願いしているということでございます。

議長(川村章雄) ほかにありませんか。

岩坪議員

一番(岩坪義光) 三目の十九節のながさき島の自然学校補助金百二十万六千円、この補助したわけを内容を説明お願いします。

議長(川村章雄) 水産商工課長

水産商工課長(神川 清) この事業はですね、文部科学省が推奨する事業で長期自然体験のモデル事業として市町村ある

いは関係機関に普及定着を図るということで募集をされておりました。これは去年も実施しております。この分につきましては、昨年はですね、自然学校が申請をして自然学校に交付をされておったわけです。ただし、今回から市町村を通じて申請をする、従って補助金も町を通して補助金あるいは委託金として自然学校の方に交付するというようなことでございます。先程、歳入の方でも同じ金額が計上されております。

議長（川村章雄） 中村正議員

十一番（中村 正） 十九節の補助金、商工会建設内容をお願いします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

現在商工会の運営といったものも大変厳しいところがございます。また、広域化であるとか、合併問題あたりも表面化をしてくいております。

そういった中で青年部、あるいは女性部といったものを柱にして経営改善の普及事業あるいは地域振興事業といったものを推進して、積極的に活動をしておるところでございます。そういった中で、そういう活動拠点が商工会には無いというようなことが一つと、また先程言いましたとおりに広域化、合併問題の中で商工会としては単独で商工会を維持していくというふうな方針を固めておるようです。そういった中でも例えば先では宇久との合併が求められていくのではないかとというふうなことも考えられております。こういった事業をすることでそういう合併がなされる場合には小値賀町が本部となると、合併する時には宇久よりも小値賀を優先させるというふうなことも考慮に入り、あるいはそれも県の連合会あたりも補助金を出すわけですので、そういう期間においても、そういうことであれば、ある程度のところはそういうところまで配慮すべきだという考えがあるようにございます。そういったことで、今の商工会館の玄関から道路に面したところがいくらかスペースがありますけれども、そこに増築をしたいということなんです。その中に事業費です、約二千四百五十万ぐらいの経費が要するわけですけども、その事業に対して県が七百八十七万五千円、そして町が九百七十六万七千円、九百七十万円というふうな負担をしていくということでございます。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・教育費

立石議員

四番（立石隆教） 斑小学校雨漏り工事が終わったと思いますが、これ修繕料が十三万五千円出ておりますけども、中身をお知らせいただくということと、同じような近いようなもし修繕料であれば、その時に一緒にした方がよかったかなと思ったりするものですから、内容をお知らせ下さい。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

去年行いましたインターネットの工事です、二階のパソコン室までしかいっておりません。それで、職員室がパソコンがあるんですが、その接続ができてませんので今度その二階と一階のLAN工事を計画しております。

議長（川村章雄） 岩永議員

十二番（岩永守義） センターの白蟻の被害の駆除になるわけですけど、体育館も同様、その被害についてはどれくらいの被害が出ているのか、白蟻を目撃したから被害が出る前に駆除しようというのか。

それと、前方後目公民館の補助金について、これは宅配の補助金になるわけですかね。公民館建設とか修理とか町から七割補助をしておられますが、それに該当するものですかどうかお伺いします。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

被害についてですが、まず離島開発総合センターについてですが、白蟻が飛んでいるのを見てですね、それで分かって見てもらったところ、三階まで白蟻の被害がっております。

総合体育館は、今年ですが、玄関の明かりに白蟻が飛んできてそれが中から飛んできたのが分かって調べてみますと、事

務室の南側の八畳の和室があるんですが、そこが一番やられております。柱がもうほとんどやられております。まだ二階まではいっておりません。それで一階もアリーナとか舞台まではまだ被害の確認はないんですが、一応総合体育館は一階を全部、それで離島開発総合センターは三階までするように計画しております。

それと、前方の公民館ですが、下水道工事に対する補助金です。

議長（川村章雄） 岩永議員

十二番（岩永守義） 各家庭において宅配といいますかね、その分と違うわけですね。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） その宅配と大体一緒です。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 先程の白蟻のことに関連をいたしますけれども、これは今言った体育館の方は新しいのですから、そこがかなりひどくやられているところを伺いますと、今回これで白蟻の駆除をするんでしょうが、これもつて半永久じゃなくて、五年なら五年、十年なら十年ぐらいのものですから、もし原因ね、いわゆる湿気がそこに集中しているということであれば、その原因の究明もしっかりとして対策を講じないとまた数年経ったらですね、白蟻が出てくるということになっても困るんですが、その辺のところは考えておりませんか。さらに湿気をよぶとすればですね、若者交流センターもあそこも湿気多いんですね。そこで、それらの問題点がそこにも発生する可能性があるのではないかと、その辺のところは注意をしておりますかということについて伺います。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

体育館の周りにはインターロッキングをしているものですから、上からはちよつと分からない状態ですね。それで、一応そのこの前現場を業者の方に見てもらって、一応その湿気のあるかどうか今度工事の時に正確にするようにしております。

若者交流センターですが、ちよつとそこまでは確認はしておりますが、湿気もあそこはまた少しの湿気じゃなくて多かわけですね。ですから、今度また改めて検討したいと思っております。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 白蟻に関連しますけども、小値賀町ですね、いろんな施設を委員会で見るとですね、白蟻が多くてなおかつ湿気の多い島にしてはですね、床どこが低いと思うんですね。だから、そういうふうな最初からですね、設計もですよ、もう少し小値賀の風土に合った設計を委託した会社とよく話し合っただけ、あまりこういう補修に金がかからないように充分話し合っただけだと思います。

それから、この白蟻の委託料の見積もりですけども、これはけっこうな金額ですけども、業者はですね、最後は入札かなんかで決めるんですか。それとも、別の方法ですか。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

特に若者交流センターは床がものすごく低いです。本当に二センチぐらいしかありません。今度の今造っております中村の教員住宅は湿気があがらないようにということで、なお高く床をしております。

そして、白蟻の工事の件ですが、入札で行いたいと思っております。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 先程水産商工課の方から、課長の方から答弁漏れがありますのでこれを許します。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 大変申し訳ございません。

吉元議員さんの海づくり大会の概要ということで答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

開催期日が十四年の十一月十七日、場所が佐世保市ということで、式典行事がアルカスSASEBOで行われます。海上歓迎放流行事ということで西海パールリゾート、そして歓迎アトラクション関連行事といったものがポートルネッサンス21計画用地ということになっておりまして、参加数が県内外の招待者が約三千五百人、一般参加者が二日間で五万人といったものを想定しております。

議長（川村章雄） 教育長、先程の白蟻の件について補足説明はございませんか。

教育長（坂井健吾） 特にごさいます。

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質問願います。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 歳入の地方交付税ですけど、地方交付税は十九億あまりと確定しておりますが、今度の補正は二千七百万、これは歳出の件と合わせているんだというふうに思いますけれども、こういう計上の仕方です。金額自体一億ぐらい違うはずですが、どういう関係ですか。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

今回の補正で地方交付税を二千七百万円計上をいたしました。普通交付税の交付決定額は十九億三千三百九十五万五千円でございます。今回、二千七百万円補正をいたしまして、普通交付税の計上の総額が十八億二千七百万円となります。それで、執行がまだ計上していない額が一億六百九十五万五千円になります。今回ですね、普通交付税の全額を補正いたしました、繰入金を減債基金を約一億六千万、それと振興基金を一億八千万、六月補正までに繰入れを行っております。この基金にですね、戻すということも考えましたが、あとですね、戻してまた繰り入れるということもおかしなことになりますので、今回は二千七百万を普通交付税を計上いたしましたので、あとの残りは一応保留をいたしております。そういうことで、今回普通交付税を交付決定がなされておりますので、全額計上すべきかとも思いますが、そういうふうな事情でございますので、ご了解を願いたいと思います。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 説明はその通りだと思います。分かっておりますけれども、この計上の仕方です。よろしいのか助役さんにお伺いします。何も問題はないのか。

議長（川村章雄） 助 役

助役（北村信吾） そういう問題もですね、何年か前かもしらして、県にも確かめたことがありますけれども、いわゆる必要なだけ計上してする方がよろしいということでございます。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） だから一億ぐらい浮いておるわけですね。どういう形で浮かしてるんですかね。そのところを考える
とちよつとおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。普通やつたら予算組んで一億もあるから他のところに
ボンボンボンボン、そう浮かすだけの余裕はなかなかなと思うとすばつてね、小値賀には。私もはつきりは分かりますよ。た
だ、それでよろしいのか、何も問題は無いのかという質問をしよるわけですから。私はちよつとおかしいんじゃないかなと
思いよつてすたい。

議長（川村章雄） 助 役

助役（北村信吾） 何も問題はございません。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 私は問題があると思います。というのはですね、予算というものをどう考えるかということに根拠があ
るわけです。従つて今のようなのは執行の観点からいうとおそらくそうでしょう。執行の現場からいうとある程度いわゆる
それを、あれはなんていうんですかね、含み予算といったかな、隠れ予算といったかな。そういうふうなものでおいた方が
いわゆる最終的に赤字にならないで済むという状況があることは分かっています。だけど、そういうことは本来すべきでは
ないというのが大体そういう予算等の書かれている本には全て書かれています。予算というのはどう考えるかと、大体上
限なんです、使う上限。歳出について。だから、歳出を組むためには歳入がどれぐらいあるかというのをちゃんと把握しな
いといけない。だから、その把握がですね、当初予算でしっかりと組まれてれば補正予算は要らないんです。だけど、な
かなかそれでは組めないところが、つまり依存財源が多いのでなかなかそうはうまくいきませんよというのは、小値賀の現
状です。そのとおりだと思います。しかし、確定したものであれば、もう決まったというのであれば、当然予算化するべき
です。それをしたくなくなければ、言うべきではないんです。言わなきゃいいんです。確定しましたと言わなきゃいいんです。
言つた以上予算に組まなきゃだめですよ。それが操作というものなんです。執行部の。だから、間違いなんです。それで
間違いありませんで、冗談じゃないです。間違いです。しっかりと入つてくるというものが確定している以上は、それを予
算化すべきですよ。そして、歳出についてはいろんなやり方あるじゃないですか。私は予備費をいろいろこう動かすのは気
にくわんと言つているけど、しよつちゆうやつているじゃないですか。そういうやり方だつていくらだつて出来るじゃない

ですか、操作は。もし今のようについたのであれば、計上してやり方をいくらでも考えるというべきでしょう。もしそうじゃなければ、確定しましたと言うべきではないですよ。確定したんなら書くべきですよ。そうじゃありませんか。

議長（川村章雄） 助 役

助役（北村信吾） いろいろ予算の編成につきましても、考え方はいろいろあるうと思えますけれども、やはり歳出に合わせる、歳入歳出合わせることになっておりますので、結局予備費に組まざるを得ないということに結果的に組むとすればですね、なるうかと思えます。しかし、予備費もけっこうあるわけですし、予備費というのはやっぱり議会の議決をいただいて、それで使用目的が無い予備費でございますんで、ただ、その中で議決をもらえば、何にでも使っていくということに、極端な話ですけどもなるうかと思えます。しかし、そうしますとやはり我々の立場としますと、やはり予備費というのは一応議決をもらって使いますから使ってもいいんだということになりますけど、やはり目的ごとに予算化するように予算の編成上なっております。だから、あんまり予備費にたくさんもっていてもですね、かえって議会の軽視ということにもなりはしないかということも考えますし、やはり今度の交付税はいくらいくら決まりました。しかし、予算上はですね、やはり保留財源といえますか、今のところ今回は全部出す必要はないというふうな考え方でよろしいんじゃないかと私は思っております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） おっしゃるとおりに予備費にですね、一億円もしポンと入れたらですね、それは何事かとこれはやっぱりやらなきゃだめですよ。おっしゃるとおりです。だから、今言ったように言うべきではないということになるわけです、今度は。確定したんですよというならそれをやらざるを得ないじゃないですかということも言っているんです。私は予備費だけにもっていく方法だけしかないとは思いません。つまりですね、予算というのは計画書なんです、青写真です。今年使うのはこう使いますというふうに言っといて、その枠を決めておいてその枠以内におさえるように皆が努力することが予算でしょ。そうですね。だから、必要が出てきたから、必要が出てきたからホイと上げていく、必要が出てきたからホイと上げていくというようなのが予算ではないでしょう。それは執行部の技術的なことですよ。予算というのはまず町民の皆さんここはこれぐらいの予算で今回きりつめますよ、これぐらいの予算でやりますよ、その中で苦労しますよということ宣言することでしょう。それが予算なんです。いわゆる計画書なんです。計画書が最初からですね、いや具体的に出て

きたときにその時に上げますというのは計画じゃないですよ。必要な時に必要な予算を持ってきてきた時だけ予算として上げるといふのは予算じゃないでしょう。執行を先に考えていて予算をそれに合わせてるんですよ。それはおかしいでしょう。予算というのは計画書なんですよ。従って、計画はきちんと立てるべきということを私は言っているんです。従いまして、もし技術的にそういうことをやるんだったら、総務課長がああいう言い方をすべきではないんです。まだ決まっていますんで黙ってりゃいいんですよ。決まっていますんで言ったら嘘つくことになりますから、誰も決まってるかって聞かないんですから、黙ってりゃいいんですよ。と私は思います。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) しばらく休憩します。

	休憩	午後	三時	五十七分	
	再開	午後	四時	六分	

議長(川村章雄) 再開いたします。

歳入歳出全般について、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十六号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

この表決は起立によって行います。

議案第四十六号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（川村章雄） 起立多数です。

したがって、議案第四十六号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本件について提案理由の説明を求めます。

町長（近藤 功） ご説明いたします。

田中盛歳氏は九月末で任期満了になりますが、熱心にご活躍をいただいておりますので、引き続き委員としてお願いをいたしたいと思いますので、同意をお願いを申し上げます。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思えますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思います。これにご異議

町 長

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第五十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、同意することに決定しました。

日程第十三、議案第五十五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本件について提案理由の説明を求めます。

町長(近藤 功) ご説明いたします。

平田氏は九月末をもって一期目の任期満了でございますが、引き続き委員をお願いいたしたいと思いますので、ご同意をお願い申し上げます。

なお、任期は十月より三カ年間でございます。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

町 長

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第五十五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前九時三十分より開議します。

― 午後 四時 十三分 散会 ―